

平生町告示第21号

平成30年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年6月1日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成30年6月18日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成30年6月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第29号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 平生町税減免条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第31号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 報告第1号 平成29年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第12 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第13 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第29号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 平生町税減免条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第31号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第10 承認第2号 専決処分~~の承認~~について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第11 報告第1号 平成29年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第12 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第13 委員会付託

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			田坂 孝友君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において渕上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの10日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による、
例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等
の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって諸般の報告といたし
ます。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告について、町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

平成30年度がスタートして2カ月が過ぎ、早いもので6月半ばを過ぎました。

水田には、みずみずしい早苗が風に揺れ、この時季ならではの風情を醸し出しています。この
身近で緑豊かな自然と美しい風景に、いつもながらではありますが、心が癒される気がいたしま

す。

今年の梅雨入りは、平年より1週間以上も早い5月28日に発表されました。この梅雨時期の降雨量が、災害もなく、農家にとっては程よい恵みの雨にとどまることを願うばかりであります。

いずれにいたしましても、最近の地震や火山の噴火、近年多発しているゲリラ豪雨や土砂災害も想定しながら、初動体制も含めて、防災対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

そうした最中、平成30年第2回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございました。

この度の上程議案は、条例3件、承認2件、そして報告が1件となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、ご報告させていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月28日に成立しましたが、当初予算としては、6年連続して過去最大を更新する予算額となり、一般会計予算で、9兆7,128億円となっております。

歳出においては、年金や医療、介護を含む社会保障費が3兆2,973.2億円と、過去最大を更新し、全体の3分の1を占めております。防衛費も、社会保障と同様に過去最大を更新しております。また、歳入においては、税収が5兆7,900億円となり、バブル期以来の高水準となっており、新規国債発行額は8年連続で減少しているものの、歳入全体の34パーセントを超える高い水準となっております。

また、6月5日に開催されました経済財政諮問会議において、6月中に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の内容（原案）が公表されました。

新たな財政再建目標として、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）をこれまでの目標より5年遅い2025年度に黒字化すると明記されています。

また、2019年度から21年度までを「基盤強化期間（仮称）」と位置づけ、地方税や地方交付税といった自治体が自由に使える地方の一般財源の総額については、「18年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とも明記されています。

地方の一般財源総額をめぐっては、15年の骨太方針で設けられた15年度の水準を維持するルールが18年度で期限切れとなりますが、今後3年間についても地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、同様の目安を設けることとされたものであります。

こうした方針や戦略等、あらゆる手段を総動員して財政再建や地域経済の再生につながるように期待をするところであります。いずれにしても、地方財政や地方交付税をはじめ、地方を取り巻く様々な課題につきましては、今までも地方6団体で国に要望しておりますが、今後におきま

しても「国と地方の協議の場」や全国町村会を含む地方6団体が団結し、地方の声を発信し、要請していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、ご報告いたします。

4月17日から24日にかけて、町内5会場において行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆さんにもご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

会議では、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任をされておまして、今自治会の数は147ありますが、この内、新規の自治会長さんは、103人、約70%の方が新規の自治会長さんとしてご就任をされております。

行政協力員会議では、自治会活動交付金や新庁舎建設、山口ゆめ花博、NHKラジオ体操会についてなどの説明をさせていただいたところであります。

説明の後には意見交換も行いましたが、多くのご意見やご質問、また、要望をいただきました。

これらの意見の中には、例えば、新庁舎建設について、土砂災害ハザードマップについて、自治会の高齢化について、公共工事の発注時期について、奉仕活動事故見舞金制度について等、沢山のご意見やご質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果があがったものと考えております。

次に、協働のまちづくりについてであります。4月15日の宇佐木コミュニティ協議会の総会を皮切りに、5月20日の佐賀コミュニティ協議会総会を最後に町内6地区のコミュニティ協議会総会が開催されました。

昨年4月1日から、コミュニティ協議会などの地域自主活動の機能が発揮できる拠点づくりとして、公民館及びコミュニティセンターが「地域交流センター」へと移行し、この1年間、地域交流センターを活動拠点として様々なイベントや環境・防災・福祉活動等それぞれの地域での自主的な活動に取り組まれたところであります。

「協働の深化」を平成29年度予算編成のテーマに掲げておりましたが、参加と協働のまちづくりの機運の広がりを実感することができたところであります。

次に、「ことばの教室」についてであります。

町が事業主体であります「ことばの教室」につきましては、この3月までは平生町老人福祉センター2階で実施しておりました。

以前より教育委員会と協議を進めておりましたが、このたび平成30年4月から平生小学校第2校舎2階の児童ことばの教室の隣の部屋において実施しております。

防音機能を備えた間仕切りに改修され、ことばの教室にふさわしい静かで快適な環境の中、毎

週火曜日・木曜日・金曜日の週3回、新たな指導者により現在10名の幼児が指導を受けております。

これにより、平生小学校にある学童部との連携が取りやすくなり、就学に向けての一貫した指導体制を確立していくことが可能となります。また、子どもや保護者にとっても、同じ環境の中で指導を受けることにより、小学校へ入学するときの環境の変化等にスムーズに適応できることなど、不安が軽減されるものと思います。

次に、新庁舎整備についてであります。

平成29年度において業者へ事業委託をしておりました「平生町役場新庁舎建設基本構想・基本計画」の成果品ができあがり、議員の皆様には4月6日にお届けさせていただきました。そして同月10日には、第2回目となります「平生町新庁舎整備調査特別委員会」が開催され、事前にお届けしました基本構想・基本計画の内容について説明をさせていただくとともに、財政収支の推計についての報告をさせていただきました。

その後、4月13日から5月14日にかけて、パブリックコメントを実施するとともに、その期間中の5月9日には、第3庁舎の3階において、「新庁舎整備にかかる住民説明会」を開催し、事業概要の説明や質疑、提言等をお受けしたところであります。

説明会当日には、町民の皆様の参加者は23名と、予想していた人数よりもかなり少ない人数でしたが、2名の方から質問や提言をいただき、それぞれ回答をさせていただきました。パブリックコメントにつきましては、寄せられたご意見は、メール3件、持参5件となっており、内容的には11件のご意見をいただきました。

これらの内容につきましては、6月5日に開催されました第3回目の特別委員会において報告をさせていただいたとおりであります。

今後におきましては、皆様にお示ししております「平生町役場新庁舎基本構想・基本計画」をベースとしまして、議会の皆様との合意形成を図りながら、新庁舎の建設に向けての環境整備を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力につきまして、よろしくお願いをいたします。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告させていただきました。終わりに、平成29年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単にご報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額5億9,553万9,950円、歳出総額4億7,744万9,869円で、差し引き2億1,809万81円となりまして、繰越明許費1,079万7,547円を控除いたしますと、2億729万2,534円が実質の収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の総額を申し上げます。

歳入総額4億7,102万7,126円、歳出総額4億6,664万2,150円で、差し引き、1億6,438万4,976円となりまして、実質収支額も同額となるものであります。

以上、平成29年度の一般会計ほか、6つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 4月以降の教育行政についての進捗状況や経過について、御報告申し上げます。

佐賀小学校小規模特認校制度についてであります。小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、子供を学ばせたいという希望者に対しまして、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度として小規模特認校制度を設け、今年度も児童を募集したところでございます。

昨年度は11名の児童がこの制度を利用して佐賀小学校に通学しました。そのうち3名は卒業し、今年度は新たに1年生1名の児童が加わり、計9名の児童が通学しております。制度3年目を迎え、全校児童48名中9名ということで、制度の定着が図られ、一定の成果が出ているものと思っております。

今後におきましては、引き続き佐賀小学校を地域コミュニティの核と位置づけて、あわせて、特色ある教育活動を行う小規模の学校の一層の活性化を図るため、ホームページ等を活用し、この制度の周知、特に町外、県外へ佐賀小学校の魅力を発信し、子育て世代の平生町への定住、特に佐賀地区への定住につながるよう努めてまいりたいと思っております。

次にひらおうオーキング大会についてであります。4月29日の日曜日、昭和の日にひらおうオーキング大会を開催いたしました。今年度は明治改元から150年の年であり、本町にゆかりのある明治維新の志士、白井小介が晩年を過ごした田布路木の飯山塾跡地を訪れました。当日は天候にも恵まれ、参加者も例年より増え、約130名の参加がありました。飯山塾跡地での白井小介の人物紹介や幕末クイズなど、歴史を学びながら子どもから大人まで多くのみなさんがよい汗をかいて半日を過ごされました。これからも町民が気軽に参加でき、楽しく健康づくりが実践できる取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上をもちまして教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 発委第2号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、発委第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則を議題

といたします。河内山議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。河内山委員長。

○議会運営委員長（河内山宏充君） それでは、ただいま議題となりました発委第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

改正する目的は、会議規則第13条及び第16条の議案提出に関わる人数要件を撤廃し、地方自治法の定めに沿う議会運営を図ろうとするものです。

従来、本議会においては、議案及び修正動議の提出の際には、発議者に加え、少なくとも1名の賛同者による連署が必要とされてきたところですが、このたび発議要件の根拠となる地方自治法の解釈を調査したところ、定数12名である平生町議会においては団体意思決定議案（条例案等）及び修正の動議の提出者は発議者一人で足りることが判明いたしました。

よって、各議会の会議規則で定めることとなっている団体意思決定議案以外の議案提出要件を地方自治法の趣旨に合わせてはどうかと6月1日の議会運営委員会、6月5日の全員協議会で協議をいたしました。その結果、団体意思決定議案提出の要件に合わせることを適当であるとの結論に至りました。

つきましては、機関意思決定議案及び修正動議の提出は発議者1名でも可能とするため、会議規則第13条及び第16条の一部を別紙のとおり改正をいたすものです。

議員各位におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。発委第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第29号

日程第7. 議案第30号

日程第8. 議案第31号

日程第9. 承認第1号

日程第10. 承認第2号

日程第11. 報告第1号

○議長（福田 洋明君） 続きまして日程第6、議案第29号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から日程第10、承認第2号専決処分承認について（平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明並びに日程第11、報告第1号平成29年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、本日ご提案を申しあげました議案3件並びに承認2件につきまして、順を追って説明させていただきます。

まず、議案第29号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

本条例につきましては、生産性向上特別措置法が去る5月16日に成立、5月23日に公布されましたことから、地方税法の規定によりまして、新たに追加するものであります。

生産性向上特別措置法につきましては、平成30年度から3年間を集中投資期間として認定を受けた中小企業の設備投資に対する支援をするものでありまして、その支援策として、当該設備に係る固定資産税については、3か年間税率をゼロといたすものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第30号平生町税減免条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、農業災害補償法が農業経営の安定を図るため従来の農業共済事業に加え、農業経営収入保険事業を創設するなどの改正がされ、法律の題名も改められたため、改正するものであります。

本条例においては、冷害等の農作物災害に伴う減収損失額に対して、農作物の減収価格から農業災害補償法に基づき支払われるべき農作物共済金額を控除した金額を、割合に応じて軽減することを規定しておりますが、規定中の法律名を「農業災害補償法」から「農業保険法」に改めるものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第31号平生町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、介護保険法施行令の改正により新たに加えられた条項を引用するよう改めるとともに、介護保険料の減免事由に介護保険法第63条の規定により保険給付が制限される場合を加えるよう改正するものです。

施行日につきましては、公布の日からといたしますが、引用条項の改正規定については、平成30年8月1日といたします。

続きまして、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、並びに承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について一括してご説明申しあげます。

両条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申しあげます。

このたびの地方税法の改正は、デフレ脱却と経済再生に向けて働き方の多様化などを踏まえての観点から行われたものであります。

改正の主な内容につきましては、個人住民税につきまして給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への振り替えや、基礎控除の見直しなどに係る規定の整備を行うほか、たばこ税におきましては、税率改正に伴う改正であります。

また、固定資産税におきましては、土地に係る負担調整措置について現行の仕組みを3年延長する改正をいたすものであります。

続きまして、承認2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明を申しあげます。

改正の内容につきましては、中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額の課税上限額の引き上げ及び国民健康保険税の減額の基準について、減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げるとともに、字句の修正を行うものであります。

続きまして、報告第1号 平成29年度平生町一般会計繰越明許費についてご説明を申しあげます。

内容といたしましては、3月定例会におきましてご議決いただいております、水産業費、土木管理費、道路橋梁費、小学校費、災害復旧費におきまして、平成30年度へ繰り越すこととなりました諸事業の繰越額及びその財源内訳について記載いたしました繰越計算書であります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費のご報告を申しあげるものであります。

す。

以上をもちまして、本日ご提案を申しあげております議案3件並びに承認2件の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしくご審議をいただき、ご議決並びにご承認を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午前9時29分休憩

.....

午前9時31分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

----- . ----- . -----

日程第12. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第12、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。

まず、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い質問します。

山田町政も20年目です。耐震については既に予想されていた問題だと思います。泥棒を捕らえて縄をなうということわざがあります。平生町はまさにそのとおりの状況に今陥っています。上関町は新庁舎整備計画を積立方式で財源を確保したと新聞やニュースでも報道されています。

将来を見通す計画は平生町にはできなかったのですか。町政を預かるトップとして、財源確保がないまま町民に負担をかけることは、住みよいまちづくりといえるのでしょうか。

そこで、5月9日に開催された初めての新庁舎整備住民説明会は、出席者23名、そのうち職員、議員が13名で、一般町民は10人です。総事業費10億円はかかるだろうといわれる高額費用を要する大切な説明会です。行政と町民が一体となり計画することが、平生町の発展のためには一番必要なことと考えますが、町民の協力がなかった原因はどのように受けとめておられますか。1点目の質問です。

2点目は、1枚のお知らせ版のみの連絡方法では、職員の熱意は町民には伝わりません。開催したというパフォーマンスにしか思えないのです。何事にも報告・連絡・相談が基本です。町民全体にどのようにしたら周知徹底できるかを全職員で創意工夫し、研究する必要があると思います。このことで行政と町民の信頼関係が深まると思うのです。

連絡方法は十分だったのか、説明責任はそれで十分果たしたとするのか。2点目の質問です。

3点目は、平生町新庁舎整備庁内検討委員会が25年7月1日に設置されて、構成は委員長が町長、副委員長が副町長で、課長会のメンバーです。また、25年11月29日に部会ができ、構成メンバーは副町長、総務課、総合政策課、建設課でスタートしたということを提出を求めた資料で初めて知った状況です。

検討委員会も部会も資料ではそれぞれ4回開催されています。25年が3回、26年はありません。27年は1回、28年3回、29年1回で、両方合わせて8回開催されていますが、庁内検討委員会も部会も全員役場の職員です。どんなに優秀な職員でもいろんな立場の町民の生の声は聞くべきで、思いを推しはかることはできない。

建設は町民の声を大切にすることからスタートするべきではなかったのか。これが3点目の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 新庁舎整備の住民説明会の関連ですけれども、検討委員会を経て、皆さんにも説明をしながら今回の新庁舎の整備の必要性、そして、財源の問題も含めて昨年の9月定例会から新庁舎建設に向けてのたたき台として議論をいただくこの基本構想、基本計画の策定につながってきたわけであります。

それを受けて先般、説明会を開催させていただきました。

今お話がありましたように、一つは、お知らせ版、それから、町のホームページということで、これは一般的な平生町の情報提供の一つの手段として活用しておりますけれども、特に今回は、事前に行行政協力員会議もございましたので、その場を通じて、この基本構想の説明をし、また、この説明会の案内をさせていただいたところであります。

結果的には、今ご指摘ありましたように、参加人数が少なかったということで、大変残念に思っておりますのでございまして、情報提供のあり方等含めて、情報発信の仕方がどうなのかということで今ご質問いただいております。

町からの発信の仕方で行き届かない点が仮にあったとすれば、反省をしなければいけないというふうに思っておりますし、原因については、いろんな要因があるんだろうと思っておりますが、今のところ原因は不明ということであります。

ただ、周知のあり方については、さらに工夫を重ねていかなければいけないだろうと思っておりますし、広報については、広報紙をはじめとして、場合によってはフェイスブックやファンクラブ通信、各地域交流センター等への掲示、あるいはまた、チラシを各戸に配布する等々、いろんな方法、さまざまなツールを活用して、これからこうした取り組みは進められていかなければいけないだろうというふうに思っております。

今ちょうど六次の行革の実施計画の中にある情報発信のあり方ということで、通知型の行政情報の発信方法についても今協議をさせていただいております。ぜひ、こういった情報発信、多角的なツールを活用しながら、情報が伝わっていくように、今後とも取り組みを進めていきたいというふうに思います。

それから、最初にも申しあげましたように、あくまでも庁内での検討を踏まえて、皆さんの意見も聞こうということで、この基本構想をベースに皆さんからパブリックコメントなり、あるいはご意見の提出をお願いをしたということで、スタートをしたわけでありますから、よりこの基本構想と基本計画が充実をしていけるように、皆さんの声もしっかり受けとめていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 説明会は町民と行政の信頼関係を築く大切な場でもあります。説明会での貴重な2点の質問は、平生町を誇りに思っている人たちが、あの雰囲気の中で発言していただいたのだと感じました。質問に対しては明確に説明していきたいとの回答に私は期待をしております。

今、具体的な策はありませんと言われましたが、人に集まっていただくには、場所・日時、知らせ方は大切です。

集まりやすい場所は当然ですが、1カ所でいいのか、車に乗らない人にはどういった連絡をするか、それぞれ場所だけでも問題点は定義できると思います。

日時は水曜日でした。次の日が休みの金曜日の夜だったら、朝早くても大丈夫かなと思った出席者がいたかもしれないし、子供たちがいる人は昼間なら出られる、それも想定できたと思います。

回覧は本当に回覧です。急いで回したら、もう戻ってはこんです。広報で記載したほうがより徹底するのではなかったのですか。それは単純なことと思います。職員の中にはそれを感じている人はいると思います。職員の意見の集積もできていないようにも思います。

これらは、住民サービスの向上に工夫と配慮が必要と思う。それが本当に根本ではないかと思えます。町長の意見をお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどご説明を申しあげましたように、情報伝達手段はいろいろあるわけですから、この辺もしっかり活用をして、工夫を凝らして、どういう方法でより周知を図っていくのか、これからもこういうことはあるわけでありますから、ご意見をしっかりと踏まえて、これから対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 私が一番懸念するのは、平成24年に1億3,000万円だったと言われる曾根公民館建てかえは、住民の意見を聞かないうちに建設が進み、地元説明会には施工業者がずらっと並び、町長は一度も出席していただけませんでした。行政ありきのやり方に使用している今も不満が残っております。曾根公民館の二の舞にならないよう願うものです。

説明会は重要です。町民の理解と丁寧な説明は今後大丈夫でしょうか、お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほども申しあげましたように、しっかりこうしたいろんな情報伝達手段を活用して、皆さんに周知をいただくように、行政としてもできるだけ取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

農業の現状と維持、また、今後の方針についてです。

自然とともに生きる農業者はあらゆる困難に遭遇してもたくましく生き、農業を維持し、自然を大切に、美しいまちづくりにも貢献しています。先ほど町長さんも田植えの済んだ水田風景に心が癒されると言われました。荒廃地が増える平生町になってほしくない、その思いからの質問です。

今、農業者が困っていることのひとつが、有害鳥獣の被害です。平生町も支援対策として補助金制度を導入しており、産業課よりここ5年間の推移の説明も受けました。私も何度も尋ねているところです。

そして、まだ被害はありませんが、近隣では既に猿の被害が発生しています。猿の被害の予防対策とあわせて、お尋ねします。

2点目は、農業従事者の年齢層、農地面積、耕作面積、農業所得は何でお金を得ているのか。全然お金が入らんのに農業をやっているのか。その所得の内訳。そして、それらを踏まえ、これから見える3年後、5年後の平生町の農業はどんな様子か、町長さんの思いをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

まず、有害鳥獣の関係でございます。5年間の被害と対策については産業課から聞かれておるということですから、それは省略をさせていただきますが、町としては一つは防護柵の実費補助、もう一つは捕獲対策とこの二本立てでイノシシについては取り組みを進めてきております。

その成果といいますか、皆さんが今、平生町では45名の捕獲隊の方々のご協力をいただいておりますけれども、毎年200から300頭、特に29年度は263頭の捕獲実績を上げております。

被害額がそんなに目立って減っているわけではありませんけれども、捕獲による一定の成果と
いいですか、抑止力といいですか、そういうものは働いているものというふう
に受けとめておりまして、引き続きこの対策はとっていかねばいけないという
ふうに思っております。

また、猿については、大体群れで動いていくというふうにいわれております。
たまに目撃情報で、はぐれ猿がたまに見つかったりというのはあるんですが、
いわゆる群れとして被害を受けたという状況は町としてはまだ確認をいたして
おりません。

近隣でもいろんな被害状況が報告をされておりますから、十分情報収集を
しながら、また、捕獲隊の皆さんとも連携をしながら対応を
してまいりたいというふうに考えております。

それから、本町の農業の将来をどういうふうに見通しておるかという
ご質問でございます。

今まで本町の特色というのは、環境保全型農業を中心に、平生の
こだわり農産物の普及拡大を一つの大きな柱にして取り組んで
まいりました。ただ、平生町の場合は、農地がかなり中山間
地域に偏っておるというような状況がございます。

したがって、なかなか生産基盤の整備をしていくということにつな
がらないということの中で、高齢化と担い手不足が今進んでおる
という状況でございます。一つは、こういった中山間地での農業
ということになりますから、ため池の整備もそうですけれども、
既に圃場整備がされた地域もありますから、ここは直接支払
制度等を活用しながら、農地の保全を図っていかねばい
けないというふうに考えております。

また、有害獣の対策についても、この二本立てで対応をしてい
って、守るべき農地の優先度をしっかり固めて対策をとって
いくということも必要になってくるのかなというふうにも思
っております。

そして、何よりも平生町は、特産品センターというセンター
を持っております。農業振興に向けて、いろんな普及啓発、
あるいは、明日ファームという形で、伝承の土づくりの
取り組みも行っていただいております。そういうことを通
じて耕作放棄地を減らしていこうという取り組みが行
われておりますので、引き続き支援をしていかねばい
けないというふうに考えております。

優良な農地を確保し、できるだけこういった有害獣対策を進め
ながら、あるいはまた、生産者による意欲を持っていただく
ような方向で就農の確保をしていくということがこれから
求められることだというふうに思っております。

そういう中で、ご指摘のようにできるだけ耕作放棄地を少
なくしていって、農地を抱えておられて定年になられた
方への啓発、あるいはまた普及活動等も実施をして
いただいておりますから、連携をとって、十分やっ
ていけるようにこれからも取り組みを進めてい
きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 以前は農林事務所もJAも個人農業者の指導に足を運んでいたと思います。今はプロジェクトか組織でないと営農指導は受けられないような状態じゃないかと思うんですが、例えば、今本当に、わずかなほど補助金は出しているって、本当何件か、産業課に聞いたら補助金は出している、1件当たりはわずかです。それで何平米のイノシシの対策ができますか。

家庭菜園をつくる人も同じ金額、何反つくる人も、4反、5反つくる人も一緒、それもわずかな補助金ということでは、本当に地域ぐるみで、ここは、この地域は何人かが協力してこれだけのネットを張って、この地域は全体にしよう。本当、個人の土地は飛び石でちょこちょこなんだから、自分が食べる菜園を確保するだけぐらいのしか、農業の振興にまではいかないと思うんです。

だから、農業者のために検討をしていただきたいと思います。

そういう策をしていただければ、私はうれしいと思うんですが、急にそれは言われても産業課も困ると思うので、本当にその補助金が有効に、2万円が3万円になったと言われますが、3万円が3万円の価値があるか、3万円を6万円にも5万円にもするような策はないかなと、お尋ねしてみたかったのですが、それはそれでいいです。

もう一つ、特産品センターのことを今言われましたが、農業者は物を売って初めて収入があるんです。つくって人にやったり、ただつくってまた土に返すのでは本当に草刈り機の油代がもったいないだけ。人に迷惑かけるから、油使うて四、五万、人に頼んだら1反に四、五万はかかるので、それでも農業者は地域のために、みんなに迷惑をかけないために頑張っているという現状がありますので、町が少し違う角度から支援をしていただければ、もっと農業者の生きがいができるのかなと思いました。

今、うちの近所でも、長年の経験と知恵でいい蓮をつくっていましたが、それもやめようかなという声もありますので、そういう小さな個々のことに目を向けていただきたいというのが1点です。そういう配慮はあるでしょうか。また、する気はあるか、お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） いろいろご指摘をいただきましたので、産業課長のほうにも実情を踏まえた対策を今後ともとるように指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） それと、特産品センターの加工のことなんですけど、あの弁当がおいしいと感じたのがここ何回かあります。

調理はAコープの後でつくっている班と、あの狭い所に特産品センターの中で加工の営業許可と総菜の営業許可を2つ取っているから、2人がやりよるというが、それはいずれ保健所から指摘が来るとは思いますけども、あんなことで、多分内緒でやっているんだなと思って感じますけど、本当に無理と思います。

加工も野菜も両方あって相乗効果がありますので、本当、誇れる平生町の特産品センターとしてぜひ力を入れていただきたいと思います。

そうすると、若い後継者が集まってきます。生きがいになりますから、みんなが喜んでくれるんなら私もつくってみよう、私たちがつくったので喜んでくれるんなら頑張ろうという、それがエネルギーですから、安い賃金でも頑張ってくれますので、そこらあたりの支援をお願いしたいと思います。

以上で終わります。（「答弁」と呼ぶ者あり）答弁、そこあたりはどうか、私の質問はこれで終わりですけども、お答え願います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 産業課長から答弁をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

平生特産品センターの加工部門につきましては、確かに女性グループの皆様方が一生懸命頑張ってこられた歴史がございます。しかしながら、今ご指摘のとおり、加工所につきましては、JA南すおうの加工場並びにセンターの加工場、共有しながら工夫を凝らしてつくっておられるのが現状でございます。

手狭な部分につきましては、産業課といたしましても、今後の皆様方の取り組みとあわせて検討をしてみたいというふうに思っておりますし、また、生産物の面につきましても有害獣並びに農業者の減少、そうしたものにつきまして、産業課といたしまして今後どういう取り組みをしていけばいいのかというところで検討はしてまいります。やはり特産品センターの設置の目的の一つでございました平生町が柱といたしております当時の有機農業、現在では環境保全型農業と申しておりますけれども、そちらの取り組みというものは、やはり本町にとりまして柱でございますので、皆様方消費者に安全で安心な農産物をお届けする、そこを基軸に考えながら、今後も特産品センターの協同組合と連携しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いできたらと思います。

以上です。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時15分からといたします。

午前10時02分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） それでは、質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発建設についてであります。

この6月議会、1年に1回の上関原発建設についての質問であります。よろしく願いをいたします。

福島第一原発事故から、今年の3月11日で7年目を迎えました。原発事故から7年、11市町村の8万1,000人に出された避難指示は7割の区域で解除をされていますが、帰還された人は2割に達しておりません。放射能への不安、生活環境の不便に加え、帰還先での定着が帰還を躊躇させているとされております。このように原発は一旦事故を起こせば取り返しのつかないことになってしまいます。

そんな中、経済産業省の審議会は、第5次エネルギー基本計画をまとめております。今回の計画は、2030年のエネルギーミックスの確実な実現に全力を挙げると明記をしております。30年のエネルギーミックスとは、政府が15年に決めた長期エネルギー需給見通しであり、30年度の電源構成の目標を、原子力20から22%、石炭26%、再生可能エネルギー22から24%となっております。

これについては、原発を30基稼働させることになり、再稼働や最大60年の運転延長を推進する数字となっております。これは、再稼働反対の国民世論などを考えても、非現実的だと指摘をされております。

そんな中、最近になり司法のほうにも、住民の声がだんだんと届くようになってきたんではないかと私は思っております。伊方原発におきましては2016年8月に再稼働をいたしました。昨年12月に広島高裁が運転を差し止める仮処分決定を出しております。同高裁は熊本県の阿蘇山の巨大噴火による被害の恐れを指摘し、原発の立地に適さないとしております。

また、伊方原発のすぐ近くには、中央構造線断層帯が走っており、いつ大地震が発生してもおかしくありません。上関原発についてもこのようなことは当てはまるのではないのでしょうか。

次に、この3月9日には原発ゼロ基本法案が国会に提出をされております。これは共産党・立憲民主党・自由党・社民党と小泉純一郎元首相、細川護熙元首相を顧問とする原発ゼロ自然エネ

ルギー推進連盟の即時原発ゼロの提案、そして、雨の日も風の日も、この6年間毎週金曜日、原発ゼロ・再稼働反対を訴え続けてきた首都圏反原発連合の皆さんの頑張りから出されてきたものであります。

同法案は、原発廃止・エネルギー転換の実現は未来への希望であるとしております。政治の意思として原発ゼロを決断し、動いている原発は速やかにとめ、再稼働は一切認めないものとして、国会史上初めて提案をされております。

私は、現在は、原発から自然エネルギーへ大転換するべき時期だと考えております。それについては、今年には原発事故から、先ほども申しあげましたが7年が過ぎております。どんな世論調査を見ても、原発の再稼働反対は5割から6割で揺るぎません。この3月4日の朝日新聞の世論調査においても61%の人が反対をしております。再稼働反対は、今や国民的合意と言ってもいいのではないかと思います。

次にコストの問題があります。今回の原発事故の処理費用は、政府の見積もりでも21.5兆円に達しております。まだまだどこまで膨らむかわかっておりません。コストをいうならば、究極の高コストが原発ではないでしょうか。

また、この3月28日には、原子力規制委員会は高速増殖炉もんじゅの廃炉計画を認可しております。日本原子力研究開発機構は、この7月から核燃料の取り出し作業に取りかかる方針を出しておりますが、廃炉作業全体では30年かかるとされております。また、廃炉にかかる費用は、管理費などを含め総額3,750億円と見積もられております。

また、この直近報道では、日本原子力研究開発機構の東海再処理施設の廃止措置計画を認可しております。計画では、工程は約70年とされております。処理費用としては約1兆円になると見込まれております。このように原発は廃炉にするにしても膨大な時間と費用がかかってしまいます。こんなものは初めからつくるべきではないと思います。

もう1点、核のごみ問題があります。原発を再稼働すれば、計算上、わずか6年で原発の使用済み核燃料貯蔵プールが満杯になると今言われております。使用済み核燃料を再使用する核燃料サイクルは完全に行き詰まっております。上関においても、もし原発が建設されれば、いずれこういう時期が来ると考えられます。

いろいろと実情と問題点を申しあげましたが、このような原発を上関に建設すべきではないと思いますが、町長はどのようにお考えをしておられるか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 上関の原発に関連をしてということで、今、ちょうど福島県の東電の第一原子力発電所の事故から7年が経過をいたしております。インフラ等の復興等は行われておるようでございますが、まだ依然として避難をしておられる方々というのは7万人を超えておるとい

うふうにいわれております。

なかなかまだ事態が終息をしたといえるような状況ではないというのは、これは国民が皆一致をした見方だろうというふうに思っております。

こうした中で今、国会での状況やコストの問題、そしてまた、今、核のごみの問題等々ご指摘をいただきました。再処理の問題にしてもなかなか見通しが立っていない、要するにエネルギー基本計画において、国が前面に立ってやらんにやいけんというのが今指摘をされておるという状況でございます。

こうした中で、上関町のその動きについて、毎年6月には質問をいただいておりますけれども、今までもお答えをさせていただいておりますけれども、今現在では、原子炉設置許可申請については原子力規制委員会において審査中ということにされておりますが、まだ審査会は開催をされておられません。また、電力供給計画において、上関原子力発電所についての着工時期は未定という形にされております。

こうした中で、県におきましても、ご承知のように埋立免許延長の許可は出したものの、先行して埋立工事をやることは認められないという知事のほうからの話がございまして、今はその現状に変化はないというふうにとめております。

したがって、今後とも国や県、さらにはこの上関町の動向を見ながら対応をしていきたいというふうに思っておりますが、今もご指摘ありましたように、こういった事故が二度と起こってはならないわけでありまして、町民の安心安全を第一に考えて、町民の生命財産を守る立場から、これからも対応、判断をしていきたいというふうにと考えております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

九州電力は玄海原発3号機の再稼働を強行しております。3号機の運転再開は7年3カ月ぶりとなっております。原子力規制委員会は、新規準で適合だとしておりますが、規制委員会の審査は原発の安全を保障するものではありません。玄海原発の周辺自治体からは、住民の避難が困難だと再稼働反対の声が大きく上がっております。

玄海原発から30キロ圏内、佐賀県、長崎県、福岡県の8市町のうち4市が反対の表明をしております。これが現実です。このように周辺自治体では、もし事故が起これば立地自治体と同じような被害に襲われることが考えられるからです。

当町においても上関田ノ浦からは30キロ圏内、上関原発建設に反対の声が大きく上がっていることは当然のことではないでしょうか。

この3月29日には日本原子力発電が運営をする東海第2原発の再稼働や延長運転に対し、立地自治体の東海村に加え、30キロ圏内の周辺5市の事前了解を必要とする安全協定が結ばれて

おります。この協定には法定拘束力はございませんが、同原発の再稼働や延長運転に対し、実質的には事前了解を得る仕組みとなっております。

また、この6月15日の報道では、福島第2原発も廃炉の方向で進むと表明をしております。これまで東電は、国のエネルギー政策を見て判断をすることでしていましたが、福島県内59市町村議会をはじめ、県議会も廃炉を求めている結果ではないかと思えます。これは、原発の再稼働だけではなく、新設に対しても十分に当てはまることではないでしょうか。

上関原発に対しては、上関町の30キロ圏内の当町平生町、柳井市、田布施町、光市、周防大島町の2市3町の意見交換をしていく時期が来ているのではないかと考えられます。町長は、この点についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 再稼働の場合だけではなく、新設の場合もどうかということの前提の中で、この2市3町で意見交換をしていったらどうかと、こういうご質問であります。

上関の場合は、先ほどもご説明を申しあげましたように、原子力規制委員会の中で審査中になっておりますが、まだ全く開催をされていない、この電力供給計画の中でも着工は未定と、県も埋立免許の延長は許可したものの、先行埋め立ては認められないという状況でございまして、今の段階で周辺2市3町、意見交換を行っていくのはいかなものかなというふうに思っております。

これから、いろんな国・県の動向等を踏まえて情報収集はしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） それでは、再々質問をさせていただきます。

私がこの原発問題に対しての質問をしてから16年がたちます。時代は相当変わってきていると思います。先ほどからいろいろ問題点を申しあげましたが、町長と私の考え方の違いは少しはあると考えられますが、私は常に町民の皆様方の声を聞き、方向性を見きわめなければいけないと考えております。

これからは、町民の声に耳を傾けながら町のかじ取りをすべきではないかと思っております。この点についてはどう思っておられるか、よろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町民の声にもいろいろありますけれども、声は声として受けとめさせていただいて、生かしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） では、次の質問に移らせていただきます。

後期高齢者の予防事業についてでございます。

75歳以上の後期高齢者について、市区町村が介護と病気を予防する取り組みを一体的に担えるよう、厚生労働省が制度改正の検討をしております。今現在、75歳以上の栄養指導や健康診断という病気を防ぐ取り組みは、都道府県単位の広域連合が行っており、介護予防は市区町村が行っております。

65歳から75歳については、現在でも市区町村が病気と介護の予防に取り組んでいますが、自治体内での担当ごとの縦割りになっているといわれております。当町においても縦割りの状態は同じではないでしょうか。

背景としては、75歳以上の保険事業は、後期高齢者医療確保法で都道府県単位の広域連合が、また、74歳以下の保険事業は、国民健康保険法で市区町村が、そして、介護予防事業も介護保険法で市区町村が別々の法律に沿って取り組んでいるのが現実となっております。

今回の見直しによって、年齢による区分や縦割りをなくし、市区町村が高齢者の予防を一体的に担えるようにするとしておりますが、当町として、健康診断や、がん検診を見ても、目標に対して検診率が低いように見受けられます。検診率を上げるためにも相当な努力が必要になってくると思われまます。当町でも縦割りとなっていると思いますが、縦割りをなくし、予防事業のあり方について、当町のこれからの方針についてお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 後期高齢者の予防事業についてということで、議員ご指摘のように、後期高齢の対象者は、医療確保法の保険事業については広域連合、それぞれ国保の関連等々については、これは町がそれぞれ予防事業を展開している、介護もそうですけれども、この縦割りでできているわけでありまして、これはそういう法律で決まっておりますから、そういう対応をとらせていただいておりますが、今回、市町村が一体的に予防事業に取り組んでいけるような一つの改革をやって、全体で健康寿命が延びるような社会を目指していこうというのが、厚労省の考え方といたしますか、骨太の方針にもそういった形で明記をされてきておるとい状況でございます。

平生町におきましては、ご承知のように、平成29年、機構改革を実施いたしました。医療保険、介護保険、地域保険、これを同一の課で担っていくということになっておりまして、各医療保険の保険事業、あるいはまた、介護保険の介護予防事業等々、所管課が健康保険課ということになります。

したがって、これから効果的な取り組みができるんじゃないかなというふうに期待を私もしておりますけれども、平生町では、特に平生町の高齢者福祉計画を昨年策定をいたしました。同時に第2次の健康づくり計画、これを策定をいたしてございまして、具体的な目標設定をして取り組みを進めておるとい状況です。

基本は地域包括ケアの深化を目指していく、推進をしていくと、これは、ご承知のように介護と医療と生活支援、介護予防、一体的に提供していこうという取り組みであります。

したがって、特に生活習慣病の予防対策、あるいは健康・食育推進などは、健康づくり計画で一体的に取り組んでいこうと、これと同時に高齢者福祉計画において、それぞれ目標を定めながら取り組みを進めていくことにいたしております。

具体的に本町の予防事業でございますが、一つは、介護予防活動のいきいき百歳体操、これは通いの場づくりにもつながる新規事業でございます。それと国保連が健康講座をやっておるんですが、にこにこステップ運動も新規事業として予防事業の一環で取り組んでまいります。

従来からやっておりますような筋トレ教室、これも今回は福祉センターから保健センターのほうに場所を移動して、より利用しやすいようにこの4月からさせていただいております。

それから、ご指摘のあったがん検診でございます。これは、新たな取り組みとして、集団検診を、これまで1日でありましたが、これを土日を含めた3日間にして、より受診しやすい体制を集団検診でやれるように、今年から対応をしていくということにいたしております。こういうことで、健康寿命のさらなる延伸に向けて取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） ご答弁いただきましたが、今、目標は目標として定めておられますが、これを達成していないのが現状ではないかと思うんです。

今、町長が申しましたように、検診を土日を含めて3日間と言われまして、これが伸びてくれれば、それはいいことだと思うんですが、この目標に達していないこの事実を、今からどのように対策を立てていかれるのか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 詳しくはまた担当課長のほうから答弁をいたしますが、相当乖離が現実と目標の間にあることは、これは間違いありません。何とかこれを埋めていきたいというのが町としての最大の大きなテーマでありますから、検診率のアップに向けて周知を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） ただいま町長も申しあげましたけども、具体的な予防事業の取り組み、一つは、いきいき百歳体操、また、にこにこステップ運動、そして、筋トレマシンのいう3つの予防事業がございます。そして、また新たに、がん検診の受診率も1日から3日かけて、より受診しやすい体制を整備したいと思っております。

そういった、これからの予防事業でございますけども、高齢者の通いの場を中心といたしました介護予防や、また、生活習慣病等の疾病予防、また、重度化予防、そして、生活支援サービス

の充実と、高齢者の社会参加の仕組みづくりを行いまして、より健康寿命の延伸に向けました具体的な目標を定めまして、それに向かって本町の予防事業を含めての健康づくり施策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） 平生町の健康寿命は今まで、男性も女性も断トツ1位じゃったんですが、この間、1位は山口市に取られまして、2位となっております。女性のほうは断トツで今、平生町は1位となっておりますが、今言われた、より効果のある対策をぜひよろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁いい、オーケー。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、産業振興についてですが、その中でも産業まつりの活性化についてお伺いいたします。

ひらお産業まつりも回を重ね、多くの住民に来ていただき盛大に行われています。しかし、開催地などを変えたりもしてきましたが、内容や出し物については毎年同じようなもので、マンネリ化しているように感じます。

町内の商工業者や町の各種団体の活性化ということを考えた場合、現在のように参加出店を町内に限ることなく、もちろん地場産品が優先で、地場の地域振興のために開催されていますが、町内外の企業、業者、人が参加できるように、出店による交流といったことも必要ではないかと考えます。

お互いに商品や出し物を出し合っこそ、活性化と発展があるのではないかと思います。また、参加者の増加ということも見込めると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

そして、産業まつりとして予算が町より支出されていますので、この産業まつりを開催することで、将来的にどのようにしていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ひらお産業まつりについてご質問をいただきました。この産業まつりは、町内の各産業間の連携、産業の地域の活性化につながることを目標、目的にして、これは平成24年から開催をいたしまして、今年度も実行委員会が開催をされておりますが、7回目ということになります。平生町を代表する一つのイベントに定着をしてきたかなというふうに思っております。

これは、農業、漁業、商業、工業、各産業分野からそれぞれ選出をされております実行委員会

が今つくられておりますが、その方たちが企画運営を担っておられます。毎年実施をして、きちんと反省会をやって、問題点を出して、翌年はこういうことにやりましょうという、サイクルが働いているというふうに思っております。

当然、平生町、あるいはまた、平生町に深くかかわりがある方々が、この実行委員会に入っているということで、一定のルールを取り決めております。

それまではスタンプラリーでやっておりましたが、去年から1カ所開催というようなことで、今年も開催に向けて実行委員会で準備をぼちぼち始めておられますので、主体的な企画といいましか、取り組みに大いに期待をしておるところであります。

出店のあり方等についても、こういうご意見、質問があったことを含めて、実行委員会のほうにお伝えをしてみたいというふうに思っております。

もちろん、産業まつりを通じて、地域の産業間の連携が図られる、同じ町内に住んでいながら、日ごろは何をつくっておる会社かようわからんというようなもの中にはありましたけれども、なるほどこういうあれかということで、かなり先進的な取り組みも、企業もやっていただいております、本当にこれは住民にとっても大きな収穫のあるまつりになっておるのではないかとこのように思っております。

十分、ご指摘の点については実行委員会のほうにお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） この政策は第四次総合計画の中にも掲げてあり、産業まつりに支援をしていくとありますけど、マンネリ化せず、常に新しいものを取り入れ、みんなが楽しみに待つようなまつりになっていくように、町としても実行委員に任せるのではなく、案を出す、また、町外との連携、幅広く連携を持てるように、町の行政としても一緒になって取り組んでいかれると思うんですが、その辺は、町長さんとはかかわりというか、実行委員にお任せするだけでなく、案を出すというところはいかがでございましょうか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） この実行委員会の事務局は町の職員、町のほうで担っておるところでもありますから、十分その辺を踏まえて対応をしていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 何か一つでも特徴があれば、多くの方が来町されると思うので、しっかり取り組みをお願いしたいと思います。要望で終わりますので、次に質問に入らせていただきます。

では、次の2番目の行政情報発信方法について、お伺いいたします。

行政情報発信方法の多様化についてお伺いいたしますが、行政に関する情報発信は、インター

ネットによるホームページの開設や、メール、広報等さまざまな方法を利用されているところだ
と思います。

汎用性の高い動画投稿サイト、ユーチューブでは、話題となる動画は世界中で閲覧され、ユー
チューブを見て本物を見に来るといった例もあります。ただ景色を移して観光客が来るといった単
純なものではなく、いろいろなアイデアがあって、初めてそういう効果も起こるので、そういう
楽しい話題となるような動画やアイデアを広く募集するといったことも必要ではないでしょうか。

パソコンの得意な者に任せるとか、各課の片手間といったことではなく、情報発信の専門部署
を設け、積極的に発信、通信していくべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 自治体の情報発信について、動画やアイデアを広く募集したらどうかと、
専門部署を設けて積極的にやっていくべきだということで、本町の情報発信の体制につきまして
は、これまた去年の機構改革におきまして、広報担当を地域振興課のほうへ移しております。情
報発信部門の集約化が図られたというふうに思っております、広報、ホームページ、ひらおフ
ァンクラブ、フェイスブック、広島広域都市圏協議会の事業等々、それぞれの媒体の特性を生か
して、情報の収集から公開まで、地域振興課の中で連携を図りながら、効果的な情報発信になる
ように取り組みが進められておるといふふうに思います。

一般来、佐賀のどんでん押山の復活に向けた取り組みがケーブルテレビやNHKでも取り上げ
られましたけれども、これも町の職員が積極的にかかわって、動画等の提供をさせていただいて
おるといふようなこと、あるいはまた、大野の日向平での鯉のぼり祭りはドローンで撮って、そ
の状況をフェイスブックやユーチューブ等で提供するというような取り組みが現在行われており
ます。

広島広域圏の取り組みについても、連携をとりながら情報発信をさせていただいております。
広島テレビでの放映等も、平生の風車、かんふうくんが紹介をされていたこと等々、それなりに
頑張っているのかなというふうに思っているところです。

したがって、この地域振興課の連携を大事にしながら、さらに情報を収集して、いろんな事例
を研究をしながら、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） いろいろ取り組みもされておられますが、フェイスブックと
か、平生町にはまだできていないと思うんですが、今までの取り組みでの反応はあるのでしょ
うか、そのあたりもお聞きしたいと思うんですが、やっぱり積極的にネット情報を発信すること
によって、いろんな面の流通がそれによって大分流れていっています。

そういうところからも必須になってきていますので、それが町の発展につながると思います。

その反応、また、これからどういうふうにしようとかいうという2問質問をさせていただきたい
と思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） お答えします。

ただいまフェイスブック等についてのご質問をいただきました。今、ひらおファンクラブで、
紙媒体だけでなく、SNSというものを利用して、2日に一度程度は情報発信をさせていただ
いているということでございまして、このフォロワーをふやしていくということによって、情報
も拡散していくということでございますので、このあたりを増やしていった、「いいね」ボタン
というのがあるんですけど、これを押していただくと非常に拡散していくということでござい
まして、今、フォロワーの方が800から900ぐらいでございますし、閲覧される方が多いと
きで1,500から2,000程度ということでございます。

この辺の情報発信を上手にまた取り組んでいきたいなというふうに思っているところでござい
ます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思います。要
望で終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず1番目は、福祉行政について、そのうちの一つですが、重度要介護者向けの通所介護施設
についてです。

昨年から社会福祉センターで行われて、今、いわゆる社協のはつらつセンターで行っておる重
度の要介護者向けの通所介護施設を廃止して、次に新たな事業者を募集して新しい事業を始める
という方針が示されまして、募集をされました。社会福祉協議会が応募されて、その後、協議さ
れておるとい状況のようですが、3月の議会に社会福祉協議会からこのことを中心にして、議
会に対して陳情書、要望書が出てまいりました。

それで、いろいろ調べてまいりまして、一応、中でも気になったのは、社会福祉協議会のほう
からの要望書の中に、社会福祉法第6条に基づいて云々という言葉まで出てくる状況にびっくり
いたしました。行政と社協との関係はどうなっておるんだろうかという懸念も持ったわけです。
その後、重度要介護者向けの通所介護施設の取り組みはどのようになっていますか。

2点目は、先ほど申しました社会福祉協議会と行政との関係についてです。

社会福祉協議会は、行政、いわゆる第2行政庁的な役割を現在、平生町でも果たしておりまして、県下の社会福祉協議会の様子を全部調べてみましたけど、ほとんど福祉協議会という機能、名前はあがるが機能を持っていないというところが随分あります。

その中で、平生町の社協は大変すぐれた組織であることはわかります。なのにどうしてこういう状況になっておるのかということ、私は、平成30年度一般会計予算の中で、社会福祉協議会と関連するものを調べてみまして、補助金で、まず社会福祉協議会に481万2,000円、これは社会福祉活動等の専門員等の人件費などが中心なんです、それと、老人福祉費で、老人福祉センターの管理費、先ほど言いましたはつらつの施設管理費、もう一つ、介護保険事業で包括支援事業、これは介護保険を担う事業ですが、特に平成18年から介護保険制度の地域包括支援センターの設置が義務づけられて、これを全面的に社協に委託をして、1,550万円、30年度の予算です。

ほとんどの介護保険事業をここに委託して、行政はチェックをするというぐらいの組織になっております。

この30年度から、いわゆる地域包括ケアシステムの制度を32年度までにつくるということで、生活支援体制整備事業、これは500万円出されております。現在で生活支援コーディネーターの配置をして、各地域コミュニティ協議会と包括システムの取り組みにして、各団体との協議は一通り終わっておるように聞いております。それで、これから先の地域包括ケアシステムの構築に対して大変大切な仕事になってまいります。

もう一つは、認知症総合支援事業650万円、認知症初期に発見して集中的な取り組みをしようということで、これは新しい事業ですが、これを社協に委託をして、柳井の医療センターなども含めたいろんな高度な認知症支援対策が進んでおるように見受けました。

したがって、この社会福祉協議会と行政との関係というのは、切っても切れないし、特に高齢者福祉のほとんどを社協に委託しておるんです。そういった関係の中でどうしてこういう事態になっているのか、まず考えを聞いておきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まずは、重度要介護者向けの通所介護施設の取り組み状況でございます。

これは、議員ご指摘のとおり、老人福祉センターの老朽化に伴って、社協に委託をしておったこのサービスについては、町にとってもこの重度要介護者に在宅生活を送ってもらうためには、通所介護サービスは不可欠であるという立場でこの業者の募集、公募をしたわけでございます。

町社協に決定して、整備計画について協議が行われてまいりました。その過程の中で、財政支援を町に求めるということで、町に要望書が出されたわけでありまして。

町としても、この重度要介護者の在宅生活を支えるための通所介護施設、この整備は必要であるという認識は変わりません。その認識の上に立って、社協と月1回程度協議しており、できるだけ相互の理解を進めて、しっかりした整備方式ができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、町と社協との関係ですが、今ご紹介がありましたように、専門職の集団としてこれから事業をやっていく上で、ノウハウなり人材が必要になってまいります。

そういった意味で、町と社協というのは同じ地域福祉を推進する組織であります。お互いに補完をしながら福祉を推進していく、ある意味で言えばパートナーになっているのかなというふうに思っております。

それぞれの役割というものも十分認識をしながら、協力してやっていかなければいけないというふうに考えております。ぜひ、そういった意味でのご理解を、お願いを申しあげたいと思います。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時15分からといたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。

私は重度の要介護者の方々からいろんな意見が寄せられます。大変心配をして、この施設はどうなるのかということとずっと経緯を見てきたんですが、当初の予想から考えれば、随分とずるずる遅れて来ているんですね。当町の行政の特徴ですがね、ずるずると結論が出ないというのが。

結局、30年度でやめて31年度から新しい施設をつくるということで始められました。しかし、いまもって全然進展がございません。これから国の補助金等とか、いろんな制度を利用するのなら、そういった手続きをして、財源対策も進めて設置者が取り組んでいくわけですが、話が決まらないからそこから一切進みません。そのあと建設にかかって事業開始になるんですが、めどが立っていないんです。それで聞かれるんです。

いつになったらできるのか何回も聞かれますから、「ちょっと今はできんみたいだよ」という話をいつでもするんですが、できんなら今の施設を続けて使って、事業としては続けざるを得ないと、こういう状況になっていくと思うんですけど、30年度でやめるとは言ったけど、31年度、32年度ずるずるとこのままいけば事態が解決できないと。

それで今回、社協ともいろいろと相談をしてみました。2番目の問題もございますから。結局、町の財政支援なんです。町の財政支援があれば機構から融資が受けられているいろいろな手続きが進むと。しかし、その話が見つからないから進まないということのようなんです。そういった声にも、「いや、町がお金がないからなかなか進まんらしいよ」と言ったら、今の時期ですからどんな返事が返るかわかるでしょう。「何で庁舎は建てかえるんかね」。こういう話がすぐに返ってきます。

社協にも聞いてみました。じゃ、どうして手を挙げたんだと。そうしたら、社協としては、今まで事業をやって利用者がおって、これから先も在宅で高齢者の介護をしようというのが国の大方針ですし、町の方針でもあるわけですから、今までの責任上、はい、やめました、よそへ行ってくださいというわけにはいかんから手を挙げたと。当然、町は必要な財政支援をしてくれるという予測でやって手を挙げたと。しかし、話が進まないというのが現状のようなんです。

この問題をどう解決されますか。お金を出してくれればすぐ解決するというのが社協側の返事でした。財政支援をしてくれれば。

2点目は、この社会福祉協議会との関係ですが、社会福祉協議会の財政事情、当平生町の場合はずっと以前から密接な関係なんです。よその行政機関では、職員が社協に出向して仕事をするとか、いろんな関係で、パートナーというか、実際には関係機関のように、必要な下請け機関のように利用されておるんです。

それで、社協は今までお金を持ちよるとい話がありますから、それも聞いてみましたら、これまで社会福祉センターのはつらつ、それから、大野のほのぼの、こういったことで通所事業をやっておりましたが、いわゆる公設民営でやっておりましたから、設備にお金がかからないで、比較的安定的な運営ができて、そのお金を社協の運営に回したと。

その中で一番回しておるのを聞いてみましたら、最初に申しました地域活動の推進事業なんです。これは今、480万円ぐらい出しておりますが、これが大変な赤字なんです。本来なら、社協がないところでは行政が地域活動の推進事業ってやるんです。これを社協に委託をしておるわけですが、それに対する支援が手薄いと。したがって、社協自身が持ち出しでやっておることと同時に、はつらつのほうは重度の要介護者ですから、大変手がかかって、やればやるほど赤字になるという仕組みの施設です。この2つが大きく足を引っ張って、社協の財務体質の悪化をしてきて、これまでの内部留保も大幅に減ってきておるのが実態のようなんです。

ですから、社協との関係では、こういった大野のほのぼの、はつらつも通所事業がなくなりましたから、そういった点でも財政負担が増えてきていると。そういう社協からの要望をいただきました。

当然、町からも理事が出ているわけですから見ておられると思うんですが、こういったことの

協議はどのようにされておるんですか。やっぱりうまく関係をつくっていかないと進まないと思います。

それと、ひとつこの調査の中で心配になったのは、生活支援体制整備事業、いわゆる地域包括支援センターの設置を32年までやるというこの事業です。これは地域のほうに受け手がないんです。コミュニティ協議会が相談相手のようなんですが、町長が行政報告で順調にいつておるといような報告もございましたが、コミュニティ協議会は、なかなか相談相手にならないんです、責任者もはっきりしませんし。だから、一巡して相談をされておるようですが全然進まないという実態のようです。これは、今後の問題として、どうやってコミュニティ協議会を地域包括ケアシステムの体制を支えられるだけの組織にしていくかということは真剣に考えていかないと、これもまた32年になってもできないことになっていきますので注意を喚起しておきたいと思います。

最初の2点に答えていただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康保険課長のほうから答弁をさせます。

それから、社協との今のあり方についても、両者の関係について、副町長のほうからそれぞれ答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） 最初の質問でございますけども、社協との協議、今年度も進めておりまして、月1回程度の協議を進めております。

現在、今後の総合事業を含めた介護制度の展開、また、高齢者の増減、重度要介護者の方々の需要、また、介護サービス利用者状況等を考慮しまして、そういった事業を展開してまいりたいと。行政がどこまで財政支援ができるかという課題もありますけども検討をしてみたいと思っています。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀 康宏君） 社協とのかかわりでございますが、私は今の社協の理事として出ているところでございます。

先ほどから社協さんとの歴史の中でこういった体制で、今、取り組んでおるということでございます。

基本的には、理事会の中でいろんな協議が出てまいります。報告がございまして、事務局のほうからそれに対して、私も一応理事ということでございますが、財政的なものも含めて町の実情もお話をさせていただきながら、全体的には協議を進めておるということございまして、財政支援についても、基本的には専門集団ということで、先ほど町長が申しましたとおり、町との

パートナー、今の補完をするような組織でもございますので、先ほども課長のほうからもございましたけど、いろいろな取り組みをする中で、また、月に1回、真剣に協議をして、その方向性、また、財政も含めた取り組みをしておるということで、なるべく早くそういった体制ができるように今後とも私も取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 毎月1回協議をしておるお話でしたから、両方から事前の一般質問の調査をする中で、その話は聞いておまして、いわゆる複合的ないろんな施設を考えると、いろんな案も協議されておるようですが、それをしていっていつまでたっても解決しません、いろいろな案をつくってはずっと延びていくと。結局、今の施設をずるずると使う時間が長く続いていくんじゃないかという懸念がございます。

それと、先ほどちょっと気になったんですが、健康保険課長の答弁で、要介護者の需要も見極めながら。それはそれでいいんですが、という、需要がなければこの事業はもう、社協とも話し合わんし、やらないということになっていくんですか。これはちょっと大変な話なんですが。その懸念がちょっと、あそこで1回言っちゃったじゃないかとなっても困りますので。

ですから、問題はやっぱりこの施設をちゃんと早く立ち上げるためには、財政支援をどうするかというその一本で協議しないと、いろんなことをすればするほど時間がかかるだけです。ただ、町長の決断が求められるところなんですけど。

この2点ほどお尋ねしておきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、財政支援の問題も、それから、今、需要がなければという話でしたが、最初から答弁をしておりますように、町として、その必要性を踏まえてやっていかなきゃいけないと、これは基本的にありますから、問題は財政支援のあり方について、副町長が申しあげておりましたように、できるだけ早く結論が出るように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 2点目の質問です。新庁舎の整備についてですが、私はここで39年目に入って一般質問をするわけですが、一般質問はよくしゃべるが、大変緊張するんです。今回も1カ月前からいろいろテーマを決めて調査を始めたんですが、だんだん日が迫るにつれて、特にこの2番目の庁舎の整備については、どう言おうか、ああ言おうかといって、なかなか寝つけないという日も何日も続いたり、そういう緊張感の中でやって、どうしてもこの一般質問というのはなれるもんじゃないというのは、今、つくづく感じておりますが。

ちょっといろいろな話をします。

それで、新庁舎整備と山田町政にということがございます。あとから細田議員との質問に絡むことが若干出てくるかもしれませんが。それはあとの質問に答えていただければいいと思います。

広報ひらおの5月号です。新庁舎基本計画、この中で大きく4点のことがここに書かれていると思うんです。いろんな整備をしてきたから、ようやく庁舎改修の順番が回ってきたと。2番目は、国の財政支援制度ができた。それから、災害対策機能を持った庁舎を整備する。最後は、ユニバーサルデザインの入ったコンパクトな施設とする。こう書かれておるんです。

これを読みまして、ずっと山田町政の20年間について思いを込めたんですけど。これを読んだら、大変立派な文章なんです。なるほど。文章としては。しかし、これに、個別の問題が目の先にぶら下がっているんです。これがあつたらなかなかそうはいかないのじゃないかと思うんです。

それで、山田町政の特徴というのが、私はこの20年間を見てみまして、大変すぐれた話術といますか、表現力といますか、これがずっと大きな土台になってきて、町民をいろいろな言葉で説得をして町政を進められていたというのが実態で、具体的にはなかなか項目を、個別の施策としてはなかなか言えないけど、総論としての言葉は随分と立派に言葉として出てきております。

それで、20年前の山田町長の町長選挙のときの公に配られたチラシをずっと持っておるんですが、それを見てみまして、誠に言葉として随分優秀な方で、特に、県政・国政を経験してきたと、これからは地方分権だからここにスタンスを置くと、そして、これまでの経験や人生の経験を生かして地元で役立ちたいというのが一番はじめにきまして、それから、具体的な施策があるということいろいろな話をしておられますけど、総論としては上手ですけど、なかなか具体的な施策がないんです。

この中で目立つのが、これはあなたの考えかどうかはわからんけど、出されたチラシに書いてあるんです。平生町は県下でもまれに見る財政力の豊かな町だと、この町の舵取りを誰がするのかというのが主張です。

そして、個別の問題としてあるのは、総合的な高齢者の相談コーナーを設置します、それから、スポーツ公園のあたりを中心にリフレッシュゾーンをつくります、それと、文化交流プラザを建設しますというような具体的な問題が何点か書いてあるんですけど、全体としては、総論として、ずっといろんな言葉を述べてこられております。

そうして、私は具体的な政策があるんだと、相手候補は具体的な政策はなしに誹謗中傷で、うそでも何でも勝てばよいという政策抜きの手段を選ばない政策でやっておると、公開討論しようじゃないかという勇ましい文書まで配布をされておるんです。

この20年間ずっと見てまいりまして、県政・国政の経験からどれだけの政策実績があるのかとか、いろんな言葉を使われてきましたけど、それほど私は大きな成果があったようには見えてこないんですが。どうも言葉でずっと町政を進めてこられたというのが私の印象なんです。それは何でかと、具体的なものがないからそれで進められるんですが、今回は新庁舎の基本計画という具体的なものができたんです。それに対して、例えば1番目に申した小中学校の耐震化が済んで、もう今度は庁舎の順番だと、こう書かれておりますが、実際には、前から申ししていましたように、学校の給食、図書館、いろいろな問題など、災害で機能が停止したら長期間困る問題が残されておるんですが、そこはパスをされています。

財政のポイント、財政支援、確かに全国の町長会の役員もされて、国の支援制度にはご尽力をいただいたと思いますが、あまりにも乏しいんです。今の財政計画では4,300万円の返済のうち、平成39年からの試算で、国からの補助はそのうち600万円です。合併特例債などと比べたら随分と見劣りもする。国としては支援制度をつくったといえそうかもしれませんが、大変不十分な支援制度で、これについて、町のOBから、「平岡さん、今度は支援制度があるから大丈夫だろう」と言われたんです。ところが、「2割もいかんのですよ」と言って、「今の試算じゃ600万円ですよ」と言ったら笑われましたよ、財政の仕組みを知っている人は。

よその行政の庁舎の建てかえをしている担当者ともこの支援制度の話をしましたけど、これも、それしかないんですかという話ぐらいの。支援制度はあるけど、あまりあてになる制度じゃないと思うんです。支援制度があるからやろうというほど、宣伝するほどの中身ではないと。

それと、庁舎の問題です。確かに耐震のことはやっていかないとはいけません。

最後に、ユニバーサルデザインに配慮した簡素でコンパクトな施設となってるんです。これは矛盾する言葉なんです。ユニバーサルデザイン、あとから基本構想の中でも申しますが、今、セブンイレブンがどんどん新しい店をつくっております。前に比べたら随分広いんです。いわゆるユニバーサルデザインの理念に立った建物で、いろんな人が、車椅子で入っても何でも自由に店舗の中が行き交える。今の古い施設は人がすれ違うのも大変ですが、今はそういったこともないようにしようということで、大変広い面積で。私は建ったらすぐに行ってみるんですけど、前に比べたらびっくりするほど広いです。それが、いわゆるユニバーサルデザインの原則を取り入れた建物だと思うんですが。

ところが、コンパクトなという言葉に、これはどこでも庁舎をつくる時には言われるんです。コンパクトなということは狭くなるということです。最近、移設が進んでいるある地方公共団体の施設もコンパクトがテーマだったんです。中身を見たら、大体これと同じテーマです。結局使う職員は書類の置き場がなくても困っていると。コンパクトになると狭くなるんです。使い勝手が悪くなるんです。

今度の基本計画の中で3階建ての絵が言われましたから、入りますか、どうですか、書いてくださいと言ったら、結局図面を出されないまま何とか入りますとか、やっと入りますとかいう説明がございました。このままだったらそういう事態になる。この言葉自身は、言葉は立派ですけど、どれもほとんどが矛盾した中身になっていることをまず指摘をしておきたいと思うんです。

それで、この庁舎の建設の中で一番問題は、やっぱり言葉でいろいろ言っただけで、まず、私の行動範囲内からの話ですけど、昨年の9月の終わりから11月にかけて、今年の1月から2月にかけて、今年の3月の終わりから5月の初めにかけて、町内をかなり広く回りました。この間、庁舎を建てかえてくれという言葉は誰からも聞いていないんです。どうして建てかえるんかという話はいっぱい聞きました。それで、私は防災上の問題を一生懸命話をして、説得をしてきました。

もう一つ、このお金は誰が払うのということなんです。誰が払うのか。平成39年から本格的な返済が始まります。そこで私は最近の人口動態を調べてみたんです。今年、29年度末で人口が1万2,057人、これは20年前から比べたら1,890人減っています。一番多いときと比べたら1,919人減っております。これは最近の20年間ですと平成13年が最高です。人口は20年前から86%ぐらいになっているんです。

それで、驚くことは、29年度は前年度に比べて224人減っているんです。その前の年が198人、その前が138人、136人ですから、加速度的に人口が減ってきておると。今年も、もう既に6月時点で110人程度になってきておまして、年間200人ペースで、今、人口減少が進んでおります。そうすると、平成39年に本格的に返済が始まるころには、人口は9,000人台の前半が予測されます。

それで、出生数も見てみたんですが、これもまた深刻なんです。去年までは何とか、一時減りましたが、70人とか、80人とかいったんですが、29年度は出生数が58人です。それで、30年度を見てみました。30年度は現在まで6人、生まれたのが6人です。4月、5月、6月で。それで、母子手帳の交付人数を調べてみたら36人、予測は42人は増えるだろうと。あと、これから8月終わりまでに母子手帳の交付を受けた人間が平成30年度の出生の可能性のある数字になりますから、29年度になろうと思うたら、あと18人、この2カ月で母子手帳の交付がない限り、去年の出生数に足りない。深刻な事態なんです。

人口も減れば税収が減る、交付税も減る。どうして返済をされるんですか。これについてお伺いしておきたいんです。

3点目、先ほど言いましたように、このまま進んだら一番困るのが職員なんです。基本計画を見てみたら、利用する町民の利便性のことは書かれておりますが、私は順番が違おうと思っています。一番使うのは職員なんです。ユニバーサルデザインという考え方からいけば、適当な広

さ、業務を遂行する上でその椅子をのけんにゃ、後ろを通れんちゅうようなものじゃだめなんです。そうでしょう。町長さんの部屋、副町長さんの部屋、広いじゃないですか。やっぱり一定の広さというのは業務上、いわゆる快適な業務を遂行する上では必要なんです。ですから、コンパクトという言葉は住民向けに言うだけであって、実際にやったら職員が一番苦労されると、こういうことだと思いますが、3点についてご答弁をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 庁舎の整備に関連をして、今、3点ばかりご質問をいただきました。

建てかえの件につきましては、今までこの議会でも数多くの議員の皆さんから建てかえをやるべきだと、何をしよるかというお話も、質問もいただいてまいりましたが、このまま放置しておく、耐震診断でも大きな地震の場合は倒壊の恐れありと、そういう状況を我々としても一日も早く克服をしていかなきゃいけない、このまま放置をしておくわけにいかないという、これは1つは日常的な町民の事務処理をしていかなければいけないことと合わせて、いざ、災害が発生したときに、ここが災害対策本部、災害に対応していく司令塔としての役割をしっかりと果たしていけるようにと、こういういろんな背景の中で庁舎の整備ということが1つの大きなテーマとして今日に至ってきたという状況でありまして、改めてその建てかえの必要性というのは、これはもう今までも結局継ぎ足し庁舎で、要するに利便性の問題から始まって何とかしなきゃいけないというんで、これは職員もちろん、先ほどもありましたけれども、ちゃんとプライバシーが守れた相談室がないというようなこともアンケートにありましたけれども、そういった職員の声、住民の声等々も踏まえながら、あるいは、また議会での指摘等もいただきながら、整備を図ってこうというのが、今日までの経緯であります。

そうした中で、この基本構想、基本計画の策定ということで、議会の皆さんにもご理解をいただいて、この取り組みを進めてきました。したがって、今、この基本計画をより充実した中身にしていこうということで、住民の皆さんからもいろいろご意見を聞きながら、あるいは議会でも特別委員会をつくっていただいて、それぞれご意見をいただいておりますという状況でございます、この基本計画をさらに中身のあるものに、充実したものにしていきたいというのが今の現状であります。

そういうことを踏まえて、将来の財政の問題がありました。これはおっしゃるように決して十分な措置だとは思いませんけれども、少なくとも財政が厳しい状況の中にあって、これはやっぱり活用しない手はないということで、今回はこの制度に乗っかっていこうということで、急遽、皆さんにも今回の取り組みをお願いをしたということでございます。

当然、起債事業でありますから、将来の負担というのは、これは当然あるわけではありますが、少なくとも、この支援事業を活用していくということによって、少しでもそれが減らしていけれ

ばという、これは我々の立場からすれば、そういう財政運営をやっていききたいと。

財政のシミュレーションも先般も示させていただきました。今現状で推定をされる状況等、いろいろな財政事業等も盛り込みながら、この前の特別委員会にお示しをさせていただいたというのが経緯でございます。

確かに人口推計等を踏まえれば、これからそういった意味での財政規模がある程度縮小していく事態に将来はなるのかというふうに思いますけれども、それらを踏まえた上で、当然、財政の計画を立てていくということになろうと思っております。

それから、職員のケースですけど、ユニバーサルとコンパクトというのは両立できない概念ではないというふうに、ユニバーサルでのデザイン、あるいはまたユニバーサル対応ということになると、一定のそういったスペースというのは必要になるだろうというふうに思いますから、職員の数とこれからの職員の計画等もございますけれども、この職員数とその必要なスペース、これを掛け合わせたものが先般示させていただいたスペースということになろうかと思いません。

その辺も勘案をした上で提示をさせていただいておるのが今の基本計画ということになりますので、いろんな補強をしていく意味でのご意見等をいただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最後の言葉が今回のポイントなんです。

パブリックコメントと住民説明会での回答を見ました。パブリックコメントでいろいろ提案があれば、そういうことは理解を得られないからだめだとか、まだ利用できるものはどんどん使っていくべきだと、意見があれば言ってきてくれと、こういうのがパブリックコメントの中の主な返事の仕方なんです。今の絵にあったら言ってきてくれと。

私は災害対策のために建てかえたらいけないというんじゃないんです。ずっとこれは言ってきました。しかし、こんな建物はいらないと、大変負担になるからやめたほうがいいというのが意見でして、正確にしておきたいのは、基本構想、基本計画までいろいろ議会に説明をしてこられました。それは、あなた方が議会に対して説明責任を果たすという意味で説明をしてこられました。理解を得ておるといふふうに思われたら違います。

前に決めましたように、この6月27日にこの基本構想の是非も含めて特別委員会としては判断するということを決めております。議会がこの案を理解をしてきたわけではないという前提で是非も含めて決めるということは決めております。これは傍聴者の方もおられますから言っておきますが、議会はこれですとこのうといこうという、ただ、いけということに決まるかもしれんし、ほかの案を検討せよということになるかもしれません。これは6月27日の特別委員会で決める

ことになっております。

それで、だから余計に言いたいんですが、この基本構想、基本計画、これを見まして不思議に思うんですが、今まで災害対策があるがどうかといったときには、28年までは第3庁舎でちゃんと対応しているから大丈夫だと説明をずっと繰り返してこられたんです。あれは、ああいう状況で思えなかったかもしれん。なら、それでまだ続けられるじゃないかという議論も成り立ちます。ですから、やるんなら、それはそれで、町の身の丈に合ったものやってくれというのが皆さんの話であって、建てかえという声はないけど、一生懸命災害対策で私も説明をしまいいりまして、簡素な建物を災害対策として建てかえていくというのは私は必要なことだとも思いますけど。

ところが、もう、これありきなんです。昨年8月に1回目の委員会では出されました。この中には、4階建ての建物をあそこの警察署の間に建てると、費用は5億円だと、こういう説明がありました。そのあと6億円になりました。それじゃ済むまいとって、だんだんと財政計画を出すと8億2,000万円までになりました。そのあと、事務用品もいるから、これはリースで借りるからということで8億8,000万円に今なっております、返済額は先ほど申しあげました4億3,000万円、この基本構想自身に信頼がおけませんよ、あなた方の説明は。

そして、1つおかしいことは、途中で町長が私は4階建てといたったことはないという発言をされました。これも不思議なことでびっくりしましたが、あれだけ説明してこられて、それで、今までの4階建ての基本構想の案が3階建てに変わりました。どっかで聞いたような話です。十分、こここのところは考えていかれたら思うんですが、あのときにも、私は4階建てでなくなるならいいと思って追求はしませんでした。

それで、徹底的に当初の案をずっと踏襲されておるんです。それが役所の今までのあり方なんです。この中の、言葉としては先ほどから言うように書いてありますけど、十分に説明がされていない、納得できない状況だということもあります。どうしてそれを皆さんに説明しておったという話になるのかも私は理解できないんですけど。

この基本構想自身が十分に納得できる説明をいただいていない、されていないといいますが、このように思いますがこの点はどうか。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどの基本構想と基本計画の件でございます。

第3庁舎の件も含めて、これは昨年からずっとこの本会議におきましてもそうですが説明をさせていただいて、国の支援制度等もできたので、この際、基本構想、基本計画をつくって具体的な取り組みを開始しましょうと。ついては、委託料についてご承認をお願いしますということで9月の議会で全会一致で皆さんのご承認をいただいてこの取り組みを始めてきたわけです。

そして、この3月に成果品ができた、それについて、中身を充実をさせていこうということで皆さんからもいろいろ意見を聞いて取り組んでおりますし、また、それに付随をする測量の関係も新年度予算で措置をさせていただいたときも、皆さんに説明をしながら対応してきて、ご承認をいただいて新年度のスタートを切ったということでございまして、流れとすれば、そういう中で、いろんなご意見があると思うんですが、それについてはしっかり我々も受けとめて補強していけるように対応していきたいということを申しあげております。

したがって、この基本計画について、まだまだ足りないところもあるかもしれませんが、その点についても十分、先ほど言いましたように、ご意見等があればお伺いをしていきたいと、こういうことを申しあげたところでございます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 先ほど町長の答弁で、基本構想、基本計画について、全員の同意を得て組んだ予算だというお話がございました。

まず、ちょっと流れをもう一遍おさらいしてみたいと思いますが、庁舎の建てかえ案を検討しているということで、昨年8月10日の全員協議会で初めて案が示されました。それは、職員の中で検討したという何か検討材料がなければいけないかということで、そのケース2という案で決まったという経緯が、これは4階建てでございます。当然、町長も出席した全員協議会です。

それでこれに決まって、このときの予算が6億円、当初5億円でしたが、まもなく6億円、この案のときは5億円でした。4階に対して大変私は厳しい意見を述べました。その後、とにかく基本構想や基本計画がないと何もできんから、とにかく予算を認めてくれと何か案をつくるからということで、それは建てかえをすれば基本的な案はいるから、それで議会としては賛成をして基本構想がなったんです。この基本構想は当初の案がベースで、変わったのは町長がその後4階と言ったことはないという発言を受けて3階に変わって姿をあらわしているというのが私の理解する流れです。

それで、盛んにもう次の実施設計やら測量設計や庁舎の予算1,100万円を当初予算を組んで認めていただいていると、こういう話も出ました。これについては、私は厳しい批判をしました。もしこの案を、この基本構想、基本計画に基づいてやられるのであれば、そこまで認めていないのに執行はしてはなりませんよと、そういう話をしまして基本構想、基本計画は決まってから執行するという約束はされました。なぜかという、基本構想、基本計画を決めると次に行くときにいろんな予算が出てきます。これから、いわゆる基本設計になるわけですが、先ほど言いましたように、いろんな問題がこの基本計画、基本構想にはあります。ですから、基本設計、実施設計の段階でどんどんどんどん変わっていくんですよ。そのとき予算が膨らむんです。ですから、安易に行くわけにはいきませんよと話した。

例えば、コンパクトな建物ということで今やっています。やっとなんとか入るという説明がございました、口頭で。しかし、基本設計をしてみたらなかなか厳しいから、例えば建物の面積を増やしたいと1階当たり100平米増やすとしますよね。今、S造である鉄骨づくりで平米単価が約25万円です、これは建設課長ならわかる、平均単価がね。そうすると、1階で100平米、3階まで300平米増やせば、あと7,500万円、躯体いわゆる建物だけで、7,500万円増やしていくんです。ただし、基本設計の段階でもうそういった議論に、これを認めるとそっちに走っていくんです。ですから、慎重にすべきで、ここを超えると後戻りできないから後戻りできる点で、私は慎重に議論すべきだということで、委員会の発言もしてきましたし、予算の執行も基本構想、基本計画が認められるまで執行しないと、そういう約束をとりつけておるのが今日の状況です。

それで、もう一遍聞いてみたいんですが、人口は先ほどの推定でありましたように、平成39年ごろには9,000人台の初めか、8,000人台の後半になっていくだろうと思います。毎年220減ってきていますし、出生数から考えてみても、出生数は第3次のベビーブームが大体山を越えまして、もうそれほど増える要素はなくなってきているんです。じゃあ、今の計算でも4,300万円の一般財源がそのうち600万円は国の補助金だとしてもですよ、3,700万円の一般財源が新たに必要になります。人口がそれだけ減少する中で、どうしてこの一般財源を捻出をされる覚悟なんですか、これを私は理解できないんです。ですから、どうされたっていいから簡素な建物にすべき。この案ではなくて、ほかの道を選ぶべきだと私は考えております。

それともう一つ、3月のときも申しましたが、もう町の予算では厳しいから投資的経費が確保できなくて、町内の経済に重要な影響を与えず多いときの半額になっています。これは申しましたね、3月のときに。地方経済は衰退する、人口は減少すると、私は一生懸命やってきたけど、それははあしょうがないというぐあいに申されるかもしれませんが、責任というの私は感じていただきたいと思うんですよ。

私は、この5月に南あわじ市の小高い丘に学徒動員の記念碑がありましたから見に行ってみました。丹下健三さんが昭和45年ごろ設計されたらしいんですが、例の神宮外苑での学徒の出陣行進が有名ですが、全国で400万、少年少女も含めて工場や含めて動員されて、その日20万が死んでおるんです。その丹下さんが設計をして記念碑をつくられたときに、いわゆる戦争犯罪者というか戦後復権をしましてその方々が落成式に参加をされるということで、丹下さん、それを嫌いまして、落成式に参加されなかったようです。そういう話も聞きましたから行ってみました。

それともう一つ、私は先般、呉の大和ミュージアムに行きました。このときも有名な戦艦大和の証拠か何か知りませんが、重要な幹部の話でこの国は負けんとわからんと、負けて気がつくんなら俺ら死んでやろうという有名な話がございますが、沖縄まで特攻で大和が行くときの話です。やっぱり責任というのは、犠牲者としてはいろんな長いスパンで感じていくべきだと私は思います。

平成10年の町長選挙のことをちょっと振り返りましたが、20年たってきて、そりゃあ一生懸命やられたとは思いますが、結果としては、あなたが県下で有数と言われていた町財政は、今日では県下で一番悪い状態がずっと続いておりますし、今度のこの財政計画を見ましても一向に改善の兆しはありません。また、人口減少もこんな状況です。まあ、それなりに私は責任を感じられて当然ではないかと思えます。まあ、後の質問もあるようですから、その点については、それは別に答えられなくてもいいですから、とにかく、財政をどうしていくのか本当にこれだけの一般財源がつくっていただけるのか、一般財源をつくるだけの今までの努力がどれだけ払ってきたのか、疑問に思いますからこの点についてのお答えをお願いしておきたい。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 我々が今、取り組んでおるこの基本構想、基本計画でございますが、今の出ている算定が一応参考でありますけれども、我々は、コストの削減に向けていろんな建設の方式もありますから、これで全てという考え方ではありません。どうすればコストの削減につながるかということで取り組みを今進めておりますので、その辺についてもここをこういうふうにしていきたいというのはまた改めて提供していく機会があればというふうに思っております、コスト削減の努力と同時にこちらのシミュレーションにつきましても一般財源を確保していかなきゃいけないということで、あのシミュレートの中では、常時3億円ぐらいは公共投資が必要だということで織り込んでシミュレーションができておりますけれども、まだまだ将来に向けての財源確保ちゅうのは、一つの大きなテーマであります。これはこれでやっぱり積立金も含めて対応していかなきゃなりませんから、今申しあげましたようにコスト削減に向けての取り組みも同時に合わせて検討を進めていきたいというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、平生町の現状と未来について問うということで質問させていただきます。

山田町長はもちろん、先代、先々代とこの地のリーダーは、住民の生活が少しでも豊かになるようにとさまざまなことに取り組みられてきたことは紛れもない事実だと思います。多くのことを決断してこられたと思います。その当時は、最善の選択肢であった事業や施策も、事業の経過とともに見直しをされ対応をされてきています。しかし、時代は変わり、とんでもないスピードで世の中が想像以上に大きく変わってしまって、見直したときには次の段階に進んでいて、結局は時代に合っていない本当の意味での見直しができているということもあるのではないのでしょうか。

そのような状況が、結果として住民に負担をお願いすることになっていることもあるのではないのでしょうか。長く続いていたり、ほかの自治体や関係機関と協働で取り組んでいる事柄などは、特に現状よりも当時や過去に寄り添った見直しになっていないのでしょうか。町民みんなの未来のため、現実に沿ったものになっているかどうか精査をしていただくお考えはないのでしょうかお尋ねいたします。

数え切れないほどの事業がありますので、答えにくい質問になって申しわけないんですけども、これ、多すぎて無理ということであれば、例えば広域水道の責任水量、これについてだけでもどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 現状と未来について問うということで、一つの例として今、広域水道の例を聞かれて、計画と現実の差が生じておるということで、そのことが結果的に負担につながっておるのではないかと、見直しについてということで、大きなテーマですから、今の広域水道に絞って話をさせていただきたいと思います。

責任水量という、これは田布施・平生水道企業団で責任水量持っておりますが、5,650トン、これは昭和58年当時の構成市町の需要予測をもとにはじいた水量でありました。ところが、おっしゃったようにこの社会情勢、経済情勢も大きく変化をしまして、節水意識が強くなっておりまして、現実需要が低迷をしておるという状況の中で乖離が生じております。

我々とすれば、この責任水量何とかならんかということで、田布施・平生両町長、企業団の管理者ということになるんですが、一緒に広域水道のほうに責任水量の見直しを申し込みをした経緯もあります。ただこれは、発足当時1市9町でスタートしたときの約束事ございまして、これは水を確保する上で見直しはできないということになりまして、それじゃあまあ何とか負担につながらんように水道料金の、いわゆる水価について何とかならないかということで議論を重ね

てまいりました。平成28年度からご承知のようにトン当たり120円から113円、これは引き下げることができました。あわせて、県の高料金対策というものがとられておりますけれども、これの存続につきましても、これまで要望してきておるといふ状況でございます。

こういったことで、常に現状を踏まえて見直しに向けてできる対応をとっていかうということやっておりますし、また、これから将来的にも今この広域水道につきましても、国のほうも広域化についての方針を持っておりますが、この柳井地区広域水道企業団におきましても、広域化検討会、広域化に向けての検討委員会を昨年から立ち上げて今協議を進めております。住民の皆さんにご理解いただけるように、合理的で安定的な水道事業になるように引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております、広域水道企業団一つとってもそういう現実との乖離がありますから、十分そこら辺は調整をしながら、できるだけ住民負担を軽減していく取り組みを続けていく、これは大変大事なことだというふうに認識をしております。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 今ご答弁ありましたように、確かに田布施と両町水道企業団にお願いをしております。責任水量はそれぞれの町に割り振られた、それぞれの町の責任であることは、水道企業団ではなく、それぞれの町に割り振られたものであることは確認をさせていただきたいと思っております。

まず、きょうも朝、僕も友だちがいるんです。大阪のほうで震度5強でしたか地震がありました。地震大国日本、今、地震の活動期、地球規模での活動期にあります。柳井広域水道と田布施・平生水道企業団、この2系統の水源があるということは、平生町にとってもこの地域のほかの自治体の方にとっても、災害発生時非常時にはとても心強いことだと思います。

しかし、先ほどもありました昭和58年当時の想定人口、昭和58年度ですから平成22年度の数ですけども、平生町1万7,431人、田布施町1万8,731人、合計3万6,162人、実際には2万9,491人と6,671人も少ない実数になっています。給水人口でいいますと想定は3万1,071人、実数としては1万9,149人と、1万1,922人、38.3%の違いがあります。

先ほど町長からもありましたけれども、家電、エコな機器の進歩もありましたし、節水意識の高まりなどで、配水量、計画では517万4,000トン、実数は266万3,190トン、差が251万810トン、実に48.5%、これ、半分しか配水、言い換えると、使われていないということになります。

先ほどもありましたけど、柳井広域連絡協議会などでは、機会があるごとに各自治体の首長さんに町長のほうから提言をいただいたり協議をしていただいていることは、十分に承知はしています。先ほどの説明をはじめて聞かれた方でも難しい問題だなというのはわかると思うんですけ

れども、そこでやっぱり平生町役場というか平生町が職員として議会もですけども、みんなで一丸となって取り組んでいくことが大切だと思っています。

でも、広域水道ですけども、1月大島大橋の送導水管の破裂による断水がありました。テレビの報道等でも見られた方ほとんどだと思いますけれども、周防大島町の町民の方は本当に大変な日々を過ごされました。田布施・平生水道企業団の職員の方も給水活動に参加をされました。トラックに大きな黄色いタンクを積み、自然流下、蛇口をつけてひねって自然に重力で下へ小さいタンクに移す活動です。自然流下での給水活動って非常に効率も悪くて、大災害時の給水活動を想像すると非常に困難な状況にあるなと感じました。このたびのこの事故を受けて、周防大島町は動力ポンプ付きの給水車を購入されています。負担額は非常に大きいですけども、町民への安心安全な水を届けることを考えた結果だと思います。

これまでのように、先ほども町長からありましたが、田布施町と二人三脚でしっかりと取り組んでいくことが基本だとは思いますが、平生町単独でも責任水量の減量の取り組み、当然関係市町とやっていくことも大切ですけども、単独でもこの取り組みを強く進めていったり、給水車の整備をしていくというくらいの強い意思というか、熱い思いが今、町長におありでしょうかお尋ねをします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域住民の安全安心な暮らしを守っていく観点で、いざというときに給水車を持って対応できないかという、あるいはまた他地域でもいろんな災害があれば派遣をして救援活動を行うということでご指摘がありました。少なくとも今、水道事業田布施と連携をして取り組んでおりますので、本町だけでというのも、それは一つの方法でしょうが、田布施とも十分連携をとって協議をして、今後対応を決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 水道の話ばかりになってしまって申しわけなかったですけども、先ほど平岡さんの質問の中にもありましたけど、人口減少や少子化、これはもう今に始まったことではありません。ずっとわかっていたことですし、庁舎の建てかえについてもそうです。難しい問題、課題が本当にたくさんありますが、全てのことにイエスカノーか、右か左か、見直すか見てみぬふりをするか、進むか行くか、パフォーマンスなんかじゃなくて、本当に平生町町民のことを考えた決断をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。教育長をお願いします。

子供たちの学ぶ機会の創出、これができないかというお尋ねです。通常の学校での学ぶ機会ではなく、通常の学校では学ぶことのできない異文化などに触れ、そこから学ぶそんな機会を創出していただけないかという質問です。

私ごとですみませんけれど、中学校のころの話ではありますが、平成元年から十五、六年だったと思いますけれども、平生中学校の3年生、これを海外へ派遣する事業、周南地域、広域での事業をされていたと思います。他市町では今も継続をされているとも聞いています。異国で異文化に触れることは、子供たちを大きく成長させてくれると信じています。

それと同じころですが、スポーツ少年団、これはドイツスポーツ少年団、ドイツスポーツユースリーグとの交換留学の制度があり、平生町からも多くの高校生が派遣をされています。何度かドイツからの派遣団の受け入れもされています。ほかにもスポーツ少年団、現在では中国や韓国への派遣制度もあるようです。また、国内においても全国規模の大会、大会といっても競技を何か種目を争うという大会ではなく、合宿、キャンプのようなものです。そういった全国規模の大会が行われ、これらにも多くの団員が参加をしていました。

このような留学やキャンプに参加した子供たちは、全国からまた海外から集まった団員と交流し、多くのことを学びます。その成長は本当に目を見張るものだと思っています。時代は変わって財政難の中ではありますが、現状に合った形で子供たちの異文化に触れる機会をつくり、積極的に応援することができないでしょうか。

例えば、都会の子が周防大島に来て漁村留学をしているというような報道も目にしたことがあるんですけど、例えば、平生町であれば雪がそんなに降らないですから、雪深い地域に雪深い時期に行って雪国の生活を経験するとか、沖縄の島に行ってサトウキビの収穫をお手伝いするとか、よそに行かなくても、例えば、般若寺や佐合島、スポレク公園でキャンプをしてみたり、そのキャンプも何か特徴的なキャンプをしてみるとかも、そんなんでもいいと思うんです。

平生に住めば多くの学ぶ機会がある。町が子供たちを成長させる機会をつくってくれているとなれば、定住のきっかけにもなるかもしれません。またそうして大人になっても、例えば、スポーツ少年団指導者としてとか、平生に残って、また、帰ってきて活躍してもらえよう魅力あるまちづくりを進めることはできないでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 子供たちの学ぶ機会についてのご質問にお答えいたします。

子供たちの育ち、学びを考える上で、子供たちにさまざまな体験をさせることは、非常に大きな意義があるというふうに認識しておりまして、その体験の一つとして今、ご質問にありました異文化交流というのを考えられるのかなというふうに思っております。子供たちを海外へ派遣したり、海外からの青少年を受け入れたりする中で、さまざまな交流を行うことは、外国の青少年との出会いや生活を大切にしながら新たな自分を発見し、グローバルな視野に立てる人間を目指すことができ、個々の生徒にとって有意義な活動であるというふうに認識しております。

お示しのありましたカナダへの派遣事業につきましては、周南地区に在住する中学生を共同し

て海外へ派遣することにより、広域での国際理解教育の計画的、総合的な推進を図ることを目的に、周南地区の中学生を対象に3週間カナダにホームステイという方法で派遣する事業でございます。事業開始年度は、平成元年度からで、当初は平生町を含む周南地区の4市6町が共同で実施しておりました。その後、市町村合併が始まり、それから予算上の事業見直し等々ありまして、現在は、平成19年度から2市1町の事業として縮小されているのが現状でございます。平生町は、平成16年度を最後に事業から退会しております。予算は、海外派遣事業補助金として一般財源及び大田教育文化基金の運用益等を充てていて充当しておりました。そういった実態でございます。

それから、もう一つございました日独スポーツ少年団同時交流事業のことでございます。日独両国のスポーツ少年団の友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、公益財団法人日本スポーツ協会が行っている事業でございます。派遣者は、日本スポーツ少年団、シニアリーダー認定者または所定の活動単位取得者等で、平生町ではこれまでドイツへ10名の高校生に当たる年齢になりますけれども派遣しております。また、同時交流として受け入れも行うのがこの事業の特徴でございます。平生町では、平成元年、平成22年にドイツの子供たちが町内でホームステイをして、スポーツ交流や日本の文化に触れるなどの交流を行っております。団員を育成する平生町スポーツ少年団本部としては、スポーツ少年団活動を通じてこの交流事業に参加できるよう推進しているところでございます。教育委員会といたしましても、今後も推進に向けて支援してまいりたいというふうに考えております。

先ほどもちょっとございましたけど、それ以外の交流事業もございますので、そのあたりを把握しながら応援できるところは応援していきたいというふうに思っております。特にこのような青少年を対象とする海外との交流事業が、1町単独でやるというのがなかなか難しい面がございます。実施している団体や他市町の状況等をこれからもちょっと参考にしながら、また研究しながら見ていきたいなというふうに思っております。どちらにしましても、そのグローバルな視点に立った国際理解教育を進めるためにどのような方法がよいのか、財源はどうするのかなど、課題等がたくさんございますので、そのあたりも洗い出して研究してまいりたいというふうに思っておりますし、また、単独でできることも含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ご答弁ありがとうございます。ぜひとも遠くへ行かなくちゃいけないというんではないんです。やっぱり平生にいても多分お隣さんに1泊しても自分ちと生活が違うのでいろんなことを学べるんじゃないかなと思いますし、ぜひとも子供たちのために、子供

たちに今時間とお金といろんなものを投資しておく、大人になったときにこの平生町のためにかえってくると思いますので、ぜひともお願いします。

カーリングLS北見ありましたよね、メダルを取りました、その中の日本代表の吉田知那美さん、あの言葉、町の人を前に言われた言葉を皆さんご記憶にあるんじゃないかと思いますがけれども「正直この町何もないよね、小さいときにはこの町にいても夢はかなわないと思っていました。でも今はここにいなかったらかなわなかったと思っています」この言葉に衝撃を受けた方、少なくともと思います。こんな平生町にしたい、強く思いました。

北見でカーリングを始めた方、当初は道具とかもなく、生ビールのたるにコンクリートを詰めたもの、それに竹ぼうきを使ったそうです。専用の施設の建設も住民から反対の声がありました。陰口を言う人も多かったそうです。でもそんな中でも強い信念のもと、子供たちに対しては、いつかオリンピックに行こうと熱く語り続けたそうです。結果論でありますけれども、大人の本気、大人の覚悟がメダルにつながったのだと思います。

とはいえ、信念だけでは、教育長のお話にもありましたけど、予算もないと無理ですよね。以降はちょっと予算の話になるんで町長にもお尋ねしたいような感じですけども、まあ、余談になるかもしれませんが、重要な余談です、恐らく。先日の報道で、ごらんになった方も多いと思いますが、ふるさと納税の件です。

神奈川県寒川町の旅行券です。詳しくはあれですけど、寄附金15億円のうち、いろんなものを差し引きすると町に残るお金は5億円になるそうです。6月補正予算案に学校のトイレの洋式化費用として約1,400万円、来年度は町内全小学校でエアコンを設置する計画も進めているそうです。まあ、確認のため申しますが、総務省は、去年の4月と今年の4月、寄附額の3割を超える返礼品の自粛、これを全国の自治体に通知をしました。当然平生町にも通知もありましたし周知されている事実だと思います。これ、一般常識モラルの面ではやり過ぎ感、半端のないやり過ぎ感があります。批判を受けることかもしれませんが、町民にとって心の中ではよくやったと教育環境充実をできると、これ、歓迎されているんじゃないでしょうかね。確かに変わらない正しさ、こういうもんもありますけれども、時代とともに変わりゆく正しさ、正解、これもあると思います。

この質問の子供たちの学ぶ機会を創出すれば、平生町の発展につながる。やれば僕、正解になると思って質問しています。世界で活躍していらっしゃる日本人の方もたくさんいらっしゃいます。テレビでも何度も取り上げられ、全国から多くの日本人をホームステイを受け入れられている方もいます。そこでは、大自然の中、現地の野菜や果物を使った料理をつくったり、ゲームを通じて日常会話を学んだり、現地の農場やフラダンスのレッスンで多くのことを体験したりもできます。

まあ、私ごとですけど、3月に息子と妻をそこに預けました。僕自身も帰国前の数日お世話になりましたが、もう息子と会ってもさまざまな面での成長をすごく感じました。これはもう一言、日常を離れたからだと思います。いろんな方法はあると思いますが、予算の確保、これとぜひとも子供たちを学ぶ場の創出をお願いできませんか。これ、町長、ちょっとお尋ねします。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 子供たちの学ぶ機会の創出をということで、海外での体験、あるいはまた交流等も含めて小さいときに経験をさせていくことが将来のまちづくりにもつながるんじゃないかという趣旨だと思います。

いろんな形で先ほど教育長からも答弁がありましたように、いろんな形でこういった交流事業もございますし、また、こういうあれをやるといいなというのは、私なりの気持ちはありますけども、この辺はしっかり財源ともならみ合ってやっていかなきゃいけない問題ですから、そういう対応がとれるような財政運営につきましても、これから十分配慮していくべきではないかなという気持ちはいたしております。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） ありがとうございます。ぜひとも今、町長の中にある思いを実現できるように僕も議員の一人として一生懸命やっていきますのでよろしくお願いします。

平生町には、スーパーキッズがたくさん存在すると僕思っています、思い込んでいます。子供たちには、本物を見せ、本物を体験させることが大切だと思っています。そうすれば、その子供たちが本物になり、結果として平生の名が世界に知ってもらえる、北見のように。過去にも箱根駅伝の中継で、平生町の名が何度も呼ばれたことがありました。たかがスポーツ、でもされどスポーツです。

最近、世間をにぎわせましたが、大学は、スポーツを広告媒体として活用して、大学の価値自体を高めています。野球のカープだって、強くなってファンが激増しました。正攻法ではないかもしれませんが、例えば児童館まつりの子供たちのダンス、ごらんになったことあると思います。本当すごいんです、彼らのダンス、彼らの感覚で平生町のPR動画をつくってもらうとか、ダンスのほかでもよくはやっているラップですね。あと、夏まつり十七夜であるビートボックス、あと子供たちのなりたい職業にも拳がっているユーチューバー、ちょっとイメージは悪いですけど、その筋にたけている人ということでハッカー、こういう人を育ててみるというのもいいと思うんです。人材育成もそうですけれども、あと、施設、町内の使用頻度の少ない施設、こういったところにスケートボード、今回オリンピックの競技になるんじゃないかと思いますけれども、スケートボードの競技場をつくってもいいかもしれません。

常識の枠をつくる、この線を引くのは大人たちです。枠や線にとらわれない子供たちの才能を伸ばす手伝いをしていただくことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

○議員（7番 河藤 泰明君） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

平生町が所有する財産について伺います。

本町の所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金があると思いますが、不要な財産や遊休財産を整理し、売却や貸し付け等により財源を確保する必要があると思います。今、町民の方々から平生町に何かを頼んでもお金がないという言葉がよく返ってくるようでございます。財政が厳しいからそういう言葉になるのだと思いますが、町はもっと財源の確保に努めるとともに、本町の所有する財産の有効活用、町民サービスの向上、管理経費の最小化を図るために本当に必要な財産を所有すべきだと思います。

今、町の財政は厳しい状況にあります。このままでは行政サービスの水準を維持し続けることは困難だと思われまます。今、とれる手段は、行政サービスを低下させるか、新たな財源を確保するか、二通りしかないと思います。そして、これから新庁舎も建てなければなりません。お金が要ります。本町の財産の有効活用、管理経費の最小化を図るために必要な財産のみ所有すべきだと思いますが、町の考え方を伺います。

そして、本町の普通財産はどこにどれだけの規模で所有しているのでしょうか。

3番目に、ハートピアセンターに積み上げているプランターの利用計画があるのでしょうか。

以上、3点伺います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

本町が所有する財産、公有財産でございます。今、所有している財産の有効活用、同時に必要でない、町に必要な財産のみ所有すべきだということで、詳しくは総務課のほうから答弁をいたしますが、基本的な考え方はおっしゃるとおり、必要最小の経費で最大の効果を上げるというのが基本でありますから、平生町未利用町有地、町が利用をしていないところの町有地については、処分をしていく要綱を設けておきまして、それに基づいて処分をしていく取り組みをさせていただいております。

基本的な考え方は、議員と一緒にあります。

ハートピアセンターのプランターですが、もともとはきらら博のときであります、それ以降は平生町の町内フラワーベルト植栽事業ということで、プランターを活用しておりました。その後、いろいろ事情があってこの事業が中止になっておりまして、その後は本庁舎、佐賀出張所、地域交流センター、小中学校等々で配置して活用いただいておりますが、なおかつ今ハートピアセンターであれだけ積み上がっておるといふ現状でございます、これからハートピアセンターで活用もしていただきたいと思っておりますし、もっと広く活用していけるように担当のほうにも指示をさせていただいております。置いておくのはもったいない話でありますから、何とか生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して説明させていただきます。

本町の普通財産でありますけれども、固定資産台帳による集計を行っておりますところの数字を申し上げますと、28年度末現在で、町全体で414筆、約77万2,000平米でございます。各地区ごとの内訳といたしましては、平生地区が41筆の約5,500平方メートル、大野地区が13筆の約1,300平方メートル、曾根地区が78筆の約11万平方メートル、また佐賀地区が282筆の約65万4,000平方メートルとなっております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 町営住宅の取り壊し、これはすぐ、どうですかね、これ行政財産でしようが、町営住宅とか、曾根の保育園もございまして、大野保育園、宇佐木保育園、人島のところにも池がございます、それと先ほどの曾根のゴルフ場跡地、これの今後の利用計画、そして民間への需要の見込みがあるのか、そういう予想ちゅうんですか、そういうところはわかれば教えていただきたいのと。

それと、さっきのプランターの件なんですけれども、このプランターはとてもすぐれ物でございます。これは、箱の中に花を入れて布を垂らしておくだけで水管理をせんでもいいわけです。それで各地域の交流センターとか出張所とか置いとくと言われましたね。それでも数は結構まだ余ると思うんです。余りますから財源を確保するという意味でも払い下げということは考えておられるのか。伺いたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） それぞれ総務課長と建設課長と産業課長と、それぞれ答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して説明させていただきます。

町有地の件でございますけれども、もともとありました今の保育園の跡地等の利用につきまして

も、今現在地元で管理をお願いしている状況でございます。それなりに活用させていただいておりますので、また今後は推移を見ながら検討をしてみたいと思っております。

また、総務課関連といたしましては、ゴルフ場開発予定の跡地の件でございますけれども、これは、直近では昨年12月議会での質問にもございましたが、有効活用や処分につきましては、今後も適切な活用が確実に担保されるかを見きわめたりしながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますし、また、不要な財産につきましては、当然処分の検討を進めていくということが大前提でございますので、取り組みをしたいと思っております。

以上でございます。

○議員（5番 村中 仁司君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 失礼します。ただいまのご質問でございますが、人島のため池ということで、八海ため池についてだろうと思います。八海ため池につきましては、昭和27年7月に八海ため池水利組合として結成され、長い間、この地域の農業等に活用されてまいりましたが、休耕田等の増加等により、干ばつ時の水量も確保可能となったことや水利権者が発足当時の約3分の1まで減少し、後継者不足もありと水利組合の存続が困難なことから、平成14年4月に水利組合を解散されました。

その後のため池の有効活用については、県の農林事務所等とも協議検討してまいりましたが、平成21年に公共事業の残土処理場としての活用について検討をしておりましたが、八海ため池の環境調査を行ったところ、鳥、魚、昆虫類等の絶滅危惧、準絶滅危惧種が確認されており、環境面への配慮からも埋め立てを行わず現在に至っております。現在も環境面の配慮を考えながら有効活用できないか検討しているところでございます。

以上でございます。

○議員（5番 村中 仁司君） 田坂産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（田坂 孝友君） それでは、プランターの件につきまして、ご説明を申し上げます。

プランターにつきましては、県道沿いに設置をしておりましたフラワーベルト事業によりまして使っておりましたものを、昨年の機構改革によりまして所管が変わりました際に産業課のほうで管理をするということになりました。ご存じのように、当初、草がもう相当生えて環境に悪いという状況下で、緊急に撤収をするという作業に入らせていただきました。その際に今、ハートピアセンターに121個のプランターを回収させていただきました。その時点では、先ほど説明がありましたように、小中学校並びに地域の交流センター、本庁舎等に貸し出しの希望をとりまして配布をしておるところでございます。

当時、ハートピアセンターに保管いたしました理由といたしましては、ハートピアセンターの

周辺に花を植えていこうという計画の中で、あそこに設置をしていこうということで持っていったわけでございますけれども、諸事情がございます、今遅れている最中でございます。その点につきましては、おわびを申しあげたいと思っておりますが、今年度、その点につきまして取り組む予定としておるところでございます。なお、それをもちましても、数が多いので、引き続き有効活用ができないかということで、各公共施設等に希望の調査をさせていただきまして、まずは有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

なお、議員ご指摘のように、プランターの払い下げということになりますと、最終手段として一応検討していかねばならない事案だろうと思っております。

なお、外枠のFRP製のところにつきましては、頑丈にできておりますので、全て残っておるんですけれども、先ほどおっしゃられました中のシート部分は、かなり老朽が進んでおりまして、実際に使用が不可能になっているものも多々ございます。

そうしたことも今後整理をさせていただきまして、今申しあげましたような手順で処理をさせていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、町のほうは本当に必要な財産のみ、これからは所有していただくように努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

本町の農業政策について伺います。

今年の冬は野菜の価格がとて高い日が続いておりました。この原因は、昨年10月に関東地方に台風21号が上陸し、白菜、キャベツ、大根が苗の時期に台風被害を受け、その後、寒さにより生育不良になったようでございます。また、その時期、九州でも雨のため生育不良になり、冬野菜の価格の高騰となりました。現在、流通がよくなったせいか、大産地がくしゃみをすれば、平生町もくしゃみをするようでございまして、平生町も野菜の価格が高い日が続いておりました。これも気象のせいであつたわけですが、今年の5月も少し朝晩寒い日が続いたせいで、平生町におきましても野菜の生育が少し悪いようでございます。

そして今、異常気象と言われております。梅雨のなかった北海道、東北に雨がよく降っています。この6月4日には、北海道の帯広では気温が34度を記録しておりました。そのとき山口県では23度でございます。これは、まさに異常気象でございます。こういう異常気象が将来にわたって続いていけば、食料難が起きる可能性が大いにございます。

平生町におきましても、自分のところの食料は自分で確保できるようにしていかなければならないと思っておりますが、平生町では農業者の高齢化も進んでおり担い手もなかなかおりません。これ

では、先のことがとても心配になります。今であれば、農業者は高齢ですが、農業技術を非農家の人、若い人に教えることができます。何年前までは体験農園を開校し、農業技術を教えていましたが、今はやっておりませんが、そのときの生徒さんたちが、お互いに話し合いながら立派な野菜をつくっておられます。町長も隣だからよく知っておられると思います。将来のことを考えますと、体験農園を再開すべきだと思います。

そして、農作業をすると気分がよくなったり、ストレスの軽減になることがわかったそうです。また、体験農園利用者の心理状態を作業前後に分けて数値化した結果、作業後には活気や活力が湧く一方で、無気力などの負の部分は軒並み下がったと新聞報道されておりました。また、農業をすることで体を動かし作物を育てる喜びや収穫の楽しみが生きがいになり、農業には人を元気にする力があるようでございます。

町内の農業者の高齢化も進み、新たな農業技術者を体験農園を通じて育てていくべきではないでしょうか。体験農園の再開について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 体験農園の再開についてということで、体験農園での農作業が活気や活力が出て人を元気にする効果があると、ストレスを軽減できるというご指摘をいただいております。

確かにそういった農業の持つ効果、効用というものもございますし、いろんところで波及効果が検証できるだろうと思いますが、本町としても平成20年度から大野地区でこの体験農園を実施をいたしまして、延べで123人の参加者がございました。こういった方々を中心に今チャレンジファームということで、体験農園のOBの皆さんが大変熱心に取り組みをされております。我が家の隣ですからよく皆さんが活動されている状況をつぶさに拝見させていただいております。本当にやってよかったなあということは改めて感じております。

一方では、環境保全型農業を進めるに当たって、土づくりを中心にした体験農業ということも実施をされておまして、特産品センターの設立時でのこの出荷者が当時は94件でありましたが、20年を経て組合員数が170人ということになっております。一定の成果が上がっているものというふうに判断をしております。

したがって、現時点においては、そういったチャレンジファームでの取り組みも展開をしていただきながら、一方ではこういった明日ファームの取り組み、あるいはまた、JAが営農塾をやっておりますから、こういったところを活用しながら農業者を確保していきたいというふうに考えております。

体験農園については、少しそういった状況を見ながらこの必要性を改めて検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） ちょっと考えてみたんだけど、先ほど土地の利用のことをちょっと聞きましたね。町場に結構農園みたいところはないわけです。そこで、土地の有効利用というんですか、差し向き使える住宅の跡地なんかで、体験農園とかそういうことができれば、そういうことをしてもらいたいんじゃないけど、そういうことができるんでしょうか、できないんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 体験農園ということになると、ある程度圃場の整備から指導者など一定の体制を整えて、さあいらっしゃいということでやらないと、リーダーが必要だというふうには、実際の体験をみて、そこで本当にリードしてくれる人材といますか、それと今おっしゃるように土地ももちろん必要でありますけれども、やっぱりその確保というのが非常に大きな課題だと思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 私が今そういったのは、町場で何とかならんちゅうことは、要するに高齢化ですよ、みんな車の免許も返さんにゃいけんし、町場の家の近くにそういった農地とかあれば、皆さん元気に集まって話し合うこともできるし、平生町の今進めておるまちづくりにも本当利用できると思うんですが、その辺をしっかりとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいです。

○議員（5番 村中 仁司君） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を2時20分といたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告に従い、まず、平生町歴史民俗資料館の活用について質問いたします。

資料館には皆さんご存じのように、縄文時代、弥生時代、そして古墳時代の埋蔵文化財など多くの貴重な物品が展示されています。町内には多くの古墳がありましたが、その中の白鳥古墳は5世紀ごろつくられたもので、全長120メートルという西中国一の大きさを誇っています。このような多くの古墳や遺跡があるということで、研究者の注目を集めているところです。しかし、

町内での知名度はいま一つで、町内に住みながら資料館に一度も訪れたことがない人も多くいるのが現状です。

この資料館の役割は、平生の歴史と文化の保護と継承、そして町民の郷土意識の高揚を図ること、学校教育においては、総合的な学習時間の支援や地域の歴史教育を支援することです。その実現のためにどのような活動をされているのでしょうか。来客数や展示物などの現状はどうなっているのか、まずお尋ねします。

次に、今年が明治維新から150年ということで、国を挙げていろんな事業に取り組まれています。県としても、山口めぐりっとカードを発行してポイントラリーを実施するなどしています。平生町の歴史民俗資料館も東部エリアの12施設に入っています。先日、第1号のカード持参者の方が見学に来られました。ぜひ、この機会を利用して資料館を多くの人に知ってもらいたいと願っています。

そして、町民には、平生町に誇りを持って暮らしてほしいと思っております。白井小介展なども企画されているようですが、明治改元から150年という節目の年に、資料館の展示品と広報の充実は考えられているのでしょうか質問いたします。

以上、資料館の現状と資料館に多くの方が訪れてくれるよう、維新150記念事業の活用は考えられないか質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 歴史民俗資料館の活用についての2点のお尋ねについてお答えいたします。

まず、1点目の歴史民俗資料館の現在の活用状況ということでございますけれども、平生町歴史民俗資料館は昭和60年11月に開館されて、今年で32年がたとうとしております。議員お示しのとおり、この資料館は、平生町の歴史、民俗、考古等に関する資料の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化財に対する町民の知識を深め、町民文化の向上に資することを目的として建設されました。

館内には、議員もおっしゃいましたけれども、考古等に関する資料を展示しておりまして、その資料は、町民と郷土のルーツを知る貴重な手がかりとなるものでございます。また、特に、考古学を学ぶ人々にとっては、貴重な研究資料として県内、県外を問わず、知られた資料館でもございます。

来館者の主な方々でございますけれども、町内においてもそうですけれども、個人の来館者も多数来てはいただいておりますが、リニューアルをしていないということもあって少し町内は少なくなっているのかなというような感じはしております。また、個人の来館者以外においても、町内においては、町内のコミュニティ協議会の学習会ということで行われたり、小学校の授業、そ

れから平生町に新しく来られた教職員の皆さん方にもあそこに入っただいて、平生の歴史を学んでいただくというような活用をしているところでございます。また、町外からは、文化研究会や老人クラブ団体の視察研修、また考古学を専攻している大学生たちの授業実習や、学芸員志望の博物館実習等の活用もでございます。今、申しあげましたように、全般的には町内の方より町外のほうが今は多い状況にあるように思います。

また、常設展示以外に、現在年間4回特別展示を開催しております、何度かその資料館にたくさん来ていただきたいということで、昨年度は、熊本震災の写真展、懐かしの平生写真展、町内で活動されている文化協会加入団体等の作品展などを開催しております、傾向としましては、その特別展の開催期間には入館者が増えているという状況でございます。

現状については、以上でございます。

次に、2点目の明治改元150年記念にかかわる教育委員会の取り組みについてお答えいたします。

平生町では、この機会に幕末から明治にかけての歴史的な偉人であり、平生町で晩年を過ごした明治維新の志士、白井小介を多くの方々に知っていただきたいという思いで、そこに焦点を当てて記念事業を行っております。

そのはじめとして、本年3月3日に平生町歴史民俗資料館の開催事業として、町立図書館において60名の参加者のもと、長州の山の神、白井小介の晩年と題して、柳井市郷談会会長の松島幸夫先生にお話をいただいたところでございます。

続きまして、行政報告でも申しあげましたが、本年4月29日に開催したひらおウォーキング大会を、白井小介の晩年の地、田布路木の飯山塾跡地をめぐるコースで行い、130名の参加がございました。町外からも歴史愛好家の方など多数参加されて、少し脚光を浴びたのかなというふうに思っております。

また、白井小介という人物が多くの方に知られていないということもございまして、このたび、白井小介を知る資料として白井小介に特化したパンフレットを作成し、歴史民俗資料館など町内の関係施設に置いているところでございます。

今後の予定でございますけれども、先ほど議員からもご指摘がありましたけれど、7月13日から8月31日までの期間で、歴史民俗資料館、特別展示室において、白井小介展を予定しております。晩年、本町田布路木において、子弟の教育に携わり吉田松陰や高杉晋作、山縣有朋とも交友があったことなど、白井小介の生涯や活躍などを紹介する特別展にしたいというふうに考えております。

このことについては、山口県が作成しております幕末維新回廊のガイドブックにも紹介させていただいているところでございます。今、申しあげましたこれまでのイベントでも、このことにつ

いては紹介しているところでございます。そういうことを含めて多くの方々に歴史民俗資料館に足を運んでいただけるよう努めているところでございます。

また、この特別展の期間中であります8月25日に勤労青少年ホームにて歴史講座として、大島商船高等専門学校の田口准教授に明治維新と四境の役、サブタイトルとして、白井小介の歩みと題しまして、講演をしていただくことにしており、その場でも特別展の紹介をして、来られた方々に、そのまま足を延ばしていただいて、歴史民俗資料館に行っていたきたいというふうに進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今年は150年ということで、県のほうでも、それから平生町のほうでもパンフレットをつくっておりますし、そちらの資料館に行くと、光の文化センターの話や郷土館の話、田布施の郷土館の話、柳井の話、いろいろ資料がそろっているようです。こういった他の資料館との連携なんかも考えられたらいいんじゃないかなとは思っています。そういったお考えはないのか、こういったパンフレットを置くだけでもかなり効果はあると思うんですけど、お互いが情報公開しながら誘導していくようなことは考えられないのか。

また、展示物は、今おっしゃったように60年の11月に開館してからあまり変わっておりません。せいぜい土手町の南蛮樋門の木を今入れていますけれど、そういったものがあるぐらいだと私は感じております。昭和から平成にかけての平生町の変遷も加えていくと、また動きが出て、また行ってみようかなという気になるのではないかと思います。

あと、コミュ協のお話とかいろんな団体が団体として来られるという話もありました。宇佐木と堅ヶ浜のコミュニティ協議会のほうから来られたという話は聞いております。そういった各コミュニティ協議会との共催というか参加、来館依頼、社会教育団体もたくさんございますので、そういった方たちに対する呼びかけのようなもの考えられないかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 幾つかの再質問にお答えいたします。

まずは、他地域との郷土館とか資料館との連携を考えられないかということでございますけれど、今平生町のほうもさまざまな施設がございます。阿多田交流館とかそういったものもございますが、それぞれパンフレットはお互いに交流し合って、それぞれの町にお互いにおかしていただくということで、もちろん平生町の歴史民俗資料館にも他地域の郷土資料館の様子は出ております。そういったこともあわせて、今後もどんどん交流はしていきたいなというふうには思っております。

2番目の質問ともちょっとかぶるんですが、特に平生町の歴史民俗資料館は、考古

等に特化した資料館ということで、県内でもあまり例のない資料館だというふうに認識しております。ですので、なかなかリニューアルするというのはちょっと怖い部分もありまして、大変貴重な資料がたくさん並べられているということもございますので、そのあたりも踏まえて、あとどこにどう工夫していけばもっとたくさん来ていただけるかなということは、今後また考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 社会教育団体と情報交換をするというのも本当に必要だと思います。あそこをリニューアルするのはちょっとどうかなというお話でしたけれど、今特別展示をしている場所もありますし、全体を変えるというんじゃなくて、少し現代的なものもどこかに片隅でいいですので、入れていくとまた新しく、いつ行っても同じじゃなくて、少し変化が受けてくるのではないかなと思います。

郷土平生への愛着、ふるさとへの思いは結実していく資料館となり、社会教育の一躍を担う施設となるようこれからも努めていただきたいということを要望いたしまして、私の1つ目の質問を終わります。

それでは、2番目の質問、ハラスメント対策について質問いたします。

まず、セクシュアルハラスメントについてお伺いいたします。

これについては、1999年、平成11年4月の改正男女雇用機会均等法で、企業主に防止対策を義務づけています。これは、日本で初めてのセクハラを法律の対象にした画期的なものでした。この時期に人事院もセクシュアルハラスメント防止等に関する規則を施行し、公務職場での対策もスタートしました。

女性活躍が推進されている昨今ですが、女性が仕事をしていく上での困難な一つがセクハラです。最近、財務省の前事務次官の件もあり、スポーツ界やいろんな自治体でも問題となっていて、毎日のように報道されている情けない状態です。統計によりますと、就労年齢といわれている15歳から65歳の7割の女性が働いている現在、女性の労働は社会全体にとっても欠くことのできないものです。

しかし、先ほど申しあげたように、防止にかかわる規則などができているのに、実行が伴っていないのが現実です。役場内では、セクハラ対策はどのようにされているのでしょうか。質問いたします。

次に、パワーハラスメントについてお伺いします。

パワハラについては、厚生労働省からの定義があります。それによりますと、同じ職場で働く者に対して、職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超え

て精神的、身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為としております。

その他、マタニティーハラスメントというのもございます。

全職員が力を発揮できるような職場環境の整備の上で、ハラスメント対策は重要な課題と思います。欠くことのできない課題だと考えます。これらのハラスメントに対する町の認識と対応や対策について具体的にお話ください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ハラスメント、セクハラとパワハラと両方今取り上げられてご指摘がありました。ハラスメントということで受けとめさせていただいて、町の認識と対策ということでお答えをさせていただきたいと思います。

今も、ご質問にありましたように、こういった現在におきまして、職員一人一人がしっかり能力を発揮をして頑張ってくださいいただくことは、大変大事なことでありまして、そのためには、お互いが信頼して、安心して働ける職場ということが環境づくりが必要になってまいります。職場におけるハラスメントの問題ということは、そのまま良好な職場環境ということにつながっていくわけで、このハラスメントを防止をしていく上で、極めて大事な課題だというふうに思っております。

これはセクシュアルハラスメントにしてもパワハラにしてもそうですが、基本的には人権にかかわる問題ということでありまして、人間としての人格をそれぞれ尊重し、認め合っていく社会かどうかということなんでありまして、町としては毎年、職員への意識啓発ということも兼ねながら人権研修を開催しております。昨年も職場におけるハラスメントというタイトルで周南人権擁護委員会の方を招聘をして具体的な職場におけるハラスメントについて、そのハラスメントの防止の重要性について職員へ徹底させていただいたところであります。

こうしたあつてはならないことではありますが、こういった形でハラスメント問題が発生した場合、担当課、総務課を窓口にして適切に対応していただけるようにしていきたいというふうに考えております。全職員全体の意識の高揚を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今の答え、実態調査がなされているのでしょうか。

セクハラについては、労働政策研究研修機構が昨年調査結果を報告しています。それによりますと、25歳から44歳の働く女性の28.7%に被害経験があり、正職員に限ると34.7%だったとあります。そして、被害者の63.4%が我慢するなど何も行動を起こしていません。セクハラは被害者が声を上げることがとても難しく、上司に男性が多く、理解してもらえないと感じていたり、訴えた女性のほうに落ち度があるのではと思われるなど二次被害も深刻です。

パワハラについても、訴えた側に不利な立場に追い込まれるのではという心配もあります。

パワハラ、セクハラもやっている本人に自覚がないことが非常に問題です。セクハラ行為を女性への挨拶ぐらいに考えている人、パワハラを教育や叱咤激励と思っている人など、この価値観のずれが問題解決を遅らせています。

ハラスメント対策は、予防と防止が重要とされています。まず、トップの町長がハラスメントは許さないと宣言する。そして何がハラスメントになるのかしっかり示す。ハラスメント防止規定の作成も有効だと考えます。

実態調査をまずしていただきたいというのと、それから、平生町の中でハラスメントについて書いてある文章はないかと探したんですけれど、その中に第3次平生町男女共同参画プランというのがございます。この中の行政の項で、男女がともに働きやすい職場環境をつくるため、セクシュアルハラスメント防止の研修や講習会を実施する。先ほど町長おっしゃいましたよね。あと、事例集等を作成し、事前防止に努めます。また、働く女性が相談しやすい体制の確保として、苦情相談窓口を設置し、広報等により周知を図りますと書いてあります。これはどの程度、実際にやっていたらっしゃるのか。

それから、総務のほうへ窓口があるとおっしゃっていました。今、私が申しあげたように女性が声を上げるというのはとても難しゅうございます。ハードルが高い。見ておわかりのように、みんな上司は男性です。そういった中で、どうそういった意見を酌み取るか、パワハラについてもそうです。どう意見を酌み取るかということが非常に大事になってきます。第三者の目を入れるということも、相談業務の中に第三者の方を入れるということも考えられると思いますけれど、町長は、これから例えば実態調査をしようとか、もう少し突っ込んだ何か条例、その他のものをつくろう、規定のものをつくろうという考えはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから調査についての答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今、ご質問にありました男女共同参画プランの中に記載もいたしておりますけれども、その中で、相談ができるような環境を整えるということもありますし、今言われました実態調査につきましては、今後アンケート調査という形で職員に対して行ってまいりたいと思っております。

実際に、特にセクハラにつきましては、男性が女性に対して、普通に会話をしているだけでも女性にとっては嫌な思いをするということもございますので、それが男としての思いと女性としての思いどこが違うのかということら辺もしっかり検証できればいいのかなというふうに考えております。

また、相談窓口といたしましては、確かに上司は男性が多くございますけども、総務課の中にも女性おりますので、そういったものを女性に対する相談窓口として今考えておりますので、そういったことございましたら、ぜひ相談をしてもらいたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 相談した結果、どういうふうな行動をとられるかというのが非常に不安があるところでございます。一番いいのが予防防止策ですので、そのあたりも毎年例えばアンケートをとって聞くようにするとか自己面接をするとか、そういったこともお考えいただけたらと思います。

今、男性が多いんじゃないか、女性の心がわからないんじゃないかというお話もございました。今から女性活躍が進んで、そこに半分ぐらい女性が入ってくるとまた変わってくるのかな、男性が反対にセクハラを受けるということも今からは考えられるかもしれない。そういう当事者意識を特に男性にはとっていただきたいということで、私のこの質問に対しては終わります。それで、3つ目の質問に入らせていただきます。

それでは、3番目の質問に入ります。

山田町長の町政に対するこれからの方向性についてお尋ねいたします。

現在、町民は平生町の未来について不安を感じている人が多くいます。厳しい財政の続く中、高齢者の暮らしはどうなるのか、人口減への対策はあるのか、古くなってきたインフラの補修や整備はどうしていくのか、財源の確保はどうなのか、平生町の安心と安全を守る課題は山積しています。

そうした中、この11月には町長選挙があります。次の町政のかじ取り役は誰になるのか、町民は不安と期待の真っ只中にいます。私は、12月議会でもこれまでの総括と次期へ向けての町長の意向をお尋ねしました。そのときは任期中の職務をしっかりと果たしていくということで、次回の予定を話されませんでした。あれから半年過ぎました。今回は答えていただけるものだと思います。

町長がこの20年間、実現を目指してこられた参加と協働のまちづくりと庁舎の建てかえについて、節目の時期を迎えています。この2つの事業を仕上げるためにも次回の出馬が必要だと考えていますが、山田町長のこれからの政治姿勢をお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 早いもので今秋、町長選の改選期を迎えます。次期町長選挙に向けて出処進退について、私も熟慮を重ねてまいりました。今ありましたように、平成10年に町長に就任をして以来、ちょうど今年が5期20年という大きな節目を迎えております。20年とまあいろんな出来事があったと思いますが、やはりいろんな意味で一つの大きな節目であることは間違いあ

りません。

私は、この節目を区切りにして今期をもって身を引きたいと考えております。

折しも町は、来年度から第5次の平生町総合計画の策定準備に入らなければなりません。総合計画は、いってみればこれからの町政運営の基本指針となるものであります。それだけ重要な取り組みでもあります。第3次、第4次と総合計画、私自身も携わってまいりました。そして第5次ということになりますと、来年度から準備を始めるにしても、さらに10年、15年先の展望、ビジョンをもって、この策定作業に入っていかなければいけないということになります。

そういうこととなりますし、先ほどからもありますし、大変時代が早いテンポで動いております。これからの平生町の将来を考えたときに、さすがにもう私の出番ではないだろうというふうに思っております、次のリーダーの方に町政を委ねていくということにしたいと思っております。

振り返ってみまして、ちょうど20年経過をいたしました。まさに走り続けた20年だったと思います。たってみればあつという間でございます。この間、いろいろ合併問題あるいはリーマンショックによる景気後退、三位一体の改革と財政再建、さらには政権交代や地方創生の取り組み等々、一方では、きょうも地震があったようではありますが、東日本大震災あるいは熊本地震、大変大きな災害に見舞われたこともございました。自治体として取り巻く状況も随分大きく変化をしてまいりました。しかし、そしてこの我々は直面する数多くの試練と混乱の中で何とかこの町政を運営することができました。

改めてこの機会にご指導をいただきました議会の皆さんや、そして協力をいただいた町の職員、そしてご支援をいただいた町民の皆さんや町外のまた平生ファンクラブ等々、応援をいただいた全ての皆さんに改めて感謝の言葉でいっぱいあります。お礼を申し上げたいと思っております。

先ほどもちょっとございましたけども、直近の課題でありました参加と協働のまちづくりにつきましても、全町内、全地域をカバーをする6地区コミュ協が発足をし、またそれぞれ公民館やコミュニティセンターが地域交流センターへと移行しました。それぞれ各地区において、夢プランに基づく地域課題の解決に向けて取り組みがスタートしておるところでありまして、この参加と協働のまちづくりもようやく動き出しておると、今後の成果を期待をしたいと思っておりますし、安全安心の取り組み等々いろんな災害がございましたけれども、そうした中で防災関連の施設や体制の整備、小中学校の耐震化100%完了をいたしましたし、指定避難所の耐震化等も計画的に進めておりまして、ほぼ目的を達成できたというふうに思っております。

残された課題は、きょう朝から議論になっておりますが、本庁舎整備の課題であります。これも今、基本構想、基本計画ということでまさに本日もご指摘ありましたように、基本設計、実施設計あるいはまた本体着工ということになると本格的な着工になるわけでありまして、今私がや

るべきはその前段としての環境整備であり、どなたが次の町長になられてもスムーズにこの課題が引き継いでいけるように、それは私の責務として取り組まさせていただいておるといふうにご理解をお願いを申しあげたいというふうに思います。

私なりにこの20年間、一定の達成感はありますが、まだまだ課題は山積であります。まちづくりというのは、これをやったら終わりということはありません。次から次へ、その時点その時点で、時代とともに新しい課題が発生をいたします。したがって、どっかでやはり自分なりにけじめをつけていかなければいけないということになるわけでありまして、その意味でちょうど5期20年と、一つの大きなこの節目におけるけじめだといふうに思っております。

ただ、残された任期がございますから、その職責を全うすべく全力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申しあげます。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 町長は、5期20年町政に尽くされてきました。いろんな課題に道筋もつけてこられました。20年が節目ということで引退をされるという町長のお気持ち、決断に私も文句をつけるべきところにおりませんけれど、今までお疲れさまでしたということと、11月まだ少し残っておりますので、それまで精いっぱいいろんなことにできる限りの情熱を傾けていただきたいということをお願いして、私のこの質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を3時10分からといたします。

午後2時52分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 一般質問をいたします。

大変な町長ご自身のご決断をお聞かせいただけましたので、多少動揺しておりますが、残された任期、大切に過ごしていただければと思います。20年間ありがとうございました。お世話になりました。そのことだけ申しあげておきます。

それでは、一般質問を行います。

まず、5点ほどお尋ねいたします。1点目、2点目については、特に防災、特に被災者保護の観点からお尋ねをいたします。3点目、4点目、5点目については保育行政についてお尋ねをいたします。

それでは1点目、町指定避難所の耐震化整備についてということで、2点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、広報「ひらお」5月号でいわれる目標を達成したということ。これについて、確認

の意味を含めて町長のお考えを改めてお尋ねさせていただくとともに、その文章を読む限り、今後の整備計画について必要性もあるのではないかと私自身が思っていますので、そのことの確認をさせていただきます。

1点目です。広報「ひらお」5月号で言われる目標を達成したということなんですけれども、この目標を達成したということは第四次総合計画後期基本計画の第14章危機管理体制の強化における目標値、これ32年度90%ということ掲げていらっしゃるわけなんですけれども、これを達成されたということなんでしょうか。広報5月号の町長の窓第184回目ですか。題は先ほども平岡議員言われたとおり、新庁舎の基本計画ということで述べていらっしゃるんですけども、これまで小中学校や指定避難所の耐震化工事を優先させ、ようやく目標を達成したところなんですということです。これ、ちょっと文章的にどうなのかと私もわかりませんので、この危機管理、体制の強化の目標値、いわゆる避難所の整備計画、指定避難所の耐震化を90%にするということ掲げていらっしゃいますよね。これが済んだということ指されているんでしょうか。

そうすると、2点目の質問に行くんですけども、90%か100%かということになるんですけども、今後の整備計画について多少お尋ねをしたいと思うんです。

29年度末でこの避難所、いわゆる防災拠点の施設耐震化整備がどの程度残るんでしょうか。残らんでしょうか。またその再確認の意味を含めてお尋ねをいたします。

耐震化がもし未整備、施設のところがあれば、これまずは最初は第一次診断としては耐震診断ということになるかと思うんですけども、そのことも含めて、財源とかこれの時期等の整備計画についてどのように考えておられるのか、このことも併せてお尋ねをし、1点目の町指定避難所の耐震化整備についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 町指定避難所の耐震化整備に関して、広報「ひらお」5月号での私の町長室の窓からご質問をいただきました。

これ、お断りしておきますが、文章上のうまい、下手はあるんだろうと思いますし、私がかなり主観的に書いたりして、私の思いを書かせていただいておりますので、いろいろ皆さんにもご迷惑をかけているところがあるかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。

それで、この目標達成、特に指定避難所についてでございますが、今もご指摘がありましたように、後期基本計画の管理体制の強化といったところで、指標として防災拠点の耐震化率、平成26年が実績値70%、平成32年度目標値で90%と掲げております。

防災拠点となる施設につきましては、本庁舎も含めれば25施設です。指定避難所が24でございまして、順次これまで耐震診断を行って基準をクリアをしていきました。昨年度末で22の

施設が耐震性を備えておりまして、90%、ほぼ達成をできたというふうに思っております。

平成32年度目標でございますが、しっかりこれを踏まえて、今ありましたように次の施設は、未整備のところはどこなのかということでございますが、もちろんこの本庁舎は課題としてありますから、これはこれとしまして指定避難所であります勤労青少年ホームと大野の地域交流センター、この2つの施設が未整備ということになってまいります。

したがって、それで本庁舎を入れて25ということになるわけでございますが、今は本庁舎整備に向けての取り組みを進めていこうということでやっておりますから、その取り組みが終わり次第、順次整備に向けて取り組んでいくと、財源の確保も併せてやっていくということになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 確認の意味も含めて再度お尋ねをいたします。

この勤労者センターですか、それと大野地域交流センター、これは一次診断から今からやらなきゃいけないということでしょうか。これ、一次診断は済んでいる、また、ということで計画等を考えていく必要があるっていうふうになるのでしょうか。そのことをお尋ねをいたします。

（「総務課長、答弁いたします。」と呼ぶ者あり）

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） お答えさせていただきます。

あと2つの大野地域交流センターと勤労青少年ホームでございますけれども、これはまだ一次診断を実施しておりませんので、これから実施をするということになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） そうすると本庁舎も含めて25のうち、指定避難所が24というふうに言われました。22施設耐震性があるということが判断されていられるんですけど、それぞれの施設が老朽化しているように私自身は主観として思うんですけれども、その辺のところは管理されている町ご当局のほうでどのように判断をされていますでしょうか。その判断をお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今、ございます庁舎含めて25の施設の中で、22が耐震性を有しているというふうに先ほど町長も申しましたけれども、それぞれにつきましては、もともと昭和56年の建築基準確認の変更のある前に建てました建物につきましては、それぞれ耐震改修を行っているところでございます。

それをもちまして現在は耐震性があると、残っております大野地区の大野地域交流センターと、勤労青少年ホームが昭和56年以前の建設でございますので、耐震性有していないということでこれから取り組むことにいたしております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 建築基準法を根拠にそういうふうになっているということで、よくわかりました。また後ほど改めて質問する機会があると思いますので、差し向きこれについては終わらせていただきます。

2点目に行きます。被災者保護についてということで2点お尋ねをいたします。

まず、1点目は指定避難所以外の場所に滞在した場合の避難者への配慮ということでお尋ねをいたします。

災害対策基本法によれば、集まった避難者がいるところへの支援は行政の役割であるとされていますが、平生町の場合、特に中山間地域が多く点在するところではなかなか被災後に指定の避難所へ行くということが困難な地域が相当数あると判断をいたします。一方、町の場合、限られた職員さんの数、そういう関係者の数を考えた場合には、そういう限られた人員の中ではどうしてもそういう被災者の支援に無理があるのではないかと推測をいたします。それを補う方策についてどう考えていらっしゃるのかということでお尋ねしたいんです。

私がお聞きしたいのは、指定避難所以外に滞在する被災者に必要な措置を講ずる義務があるのではないかと、この災害対策基本法を読めば、86条の7、避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮ということで規定もされていらっしゃると思います。ところが、どういうふうに計画されているのかなというふうに読んでいきますと、地域防災計画に規定もされていらっしゃいません。この辺のところは平生町の独自の地形を考えれば、定めておく必要があるのではないかと考え、どういうふうに計画をされているのか、必要性があるのかないのかを含めて、今のところの所見、考えをお尋ねを1点目にいたします。

それと、被災者保護についての観点から、2番目に仮設用地確保ということでお尋ねをいたします。

先般、5月15日付けの読売新聞の記事をそのまま通告の中にも書いておきました。大規模災害時における各市町の応急仮設住宅候補地の選定状況にかかわる記事、これはどこも多分、朝日も読売、それから毎日、山口新聞もたしか掲載されているんじゃないかと思うんですけども、これ県として各市町の必要戸数分の用地の達成率ということで、記事が載っておりました。平生町は、必要戸数は468戸で建設可能戸数152戸、達成率32%と載っていたんです。これ、新聞に載っていましたもんですから、私いろいろこの根拠というのを調べてみたんですけども、地域防災計画にも載っていませんし、大規模災害時におけるということで、この数字の出どころ、

いろいろ自分なりに調べてみたんですけども、平生町のことなのに私自身もよくわからないというような状況になりました。

新聞に載ったからほぼ間違いないと思うんですけども、この記事の出どころです、こういう平生町というふうに掲載されると、非常に町民の皆さん方不安になられると思うんです。どねいなっちゃんじゃろうかというふうに。特に、県の調査では、そこに美祿、上関、阿武の3市町以外は確保ができていないという大きな小見出しも出ておりましたので、不安を解消する面からもこの数字の根拠をどういうふうにされているのか。この議会、定例会でお尋ねをしたいと思っています。

この数字の根拠並びに必要な戸数、建設可能戸数、これらは一体どういうところから出て把握されているのか。災害の想定項目の中にも確かに被災状況とか書いてある項目はありましたけれども、よくわかりません。この記事の根拠説明と用地の場所について、お尋ねをいたします。

もし、仮にこのような状況なのでしょう、多分、新聞の報道等を読めば、県の調査ということで報道されていますから間違いないと思うんですけども、平生町ではこの仮設用地確保が進まない現状、理由ですね、これも少し整理しとく必要があると思います。わかる範囲でこの理由とこれらの対策を併せてお尋ねをいたします。

いろいろ読んでみますと、先ほどの仮設用地の確保については平生町地域防災計画の本編第7章の避難対策、第4節応急仮設用住宅の建設及び住宅の提供ということで、供給体制の整備をしておくというふうにきちんと書いてらっしゃいますので、この辺のところ、書いてあるところとのその乖離の部分です、どういうふうな状況なのか。これらはやはり、被災者保護の観点から、町民の観点から少し好む、好まざるとに限らず、平生町という大きな文字が一般のマスメディアに取り上げられると、やはりそのことだけが優先して一人歩きますので、その際、今定例会議できちんと説明していただいたほうが不安解消の面から必要ではないかという観点から2点について、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 被災者保護に関連をして2点の質問をいただきました。

1つは指定避難所以外の場所で被災者が滞在する場合、それに対する配慮についてということでございます。限られたマンパワーでの行政の役割と、なかなか大規模な震災等の場合は、大変なやはり支援が必要になってまいります。そういったこともありますので、町ではご承知のように山口県あるいはまた市町相互の災害応援協定を締結をしておりますし、民間事業所、団体等とも応援協定を結んで人的な協力の支援をお願いをしておるという状況でございます。

また、住宅で避難生活等々になりますと、自主防災とかボランティアの関係者ができるだけ連携がとりやすいように、町でできる範囲とそしてそういったボランティアでやる範囲との仕分けを事前に考えておかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

これは、避難所以外のところでの被災者への配慮ということで、協定書が生きてくるように努力をしていきたいというふうに思います。

それから、仮設用地の確保について、これは建設課長のほうから根拠について等説明をいたします。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） ただいまのご質問でございますが、ご質問のありました大規模災害時における仮設用地確保についてでございます。

災害想定につきましては最大の被害の恐れがある地震を想定しております。平生町におきましては南海トラフ巨大地震を想定いたしております。これは、平成26年3月に山口県地震、津波防災対策検討委員会におきまして、南海トラフ巨大地震の被害想定結果で示されたものでございます。

続きまして、応急仮設住宅想定必要戸数並びに建設可能戸数の根拠及び候補地の場所についてでございますが、南海トラフ巨大地震時の被害想定として、平生町では建物全壊202戸、半壊2,138戸、全半壊合計2,340戸という想定結果が示されており、必要戸数におきましては山口県地震被害想定調査報告書において、当該市町における最大の全半壊住宅戸数の2割を想定しており、先に説明しました全半壊合計2,340戸の2割、468戸を必要戸数と想定いたしております。なお、被害の多くは津波による想定がされております。

また、建設が可能な候補地につきましては、1戸当たり100平米の敷地面積の確保を目標とすることとなっております。候補地の敷地面積は1戸当たり100平米で除した数値で建設可能戸数となります。本町の候補地は平生中学校屋外運動場が1万2,700平米、旧大野小学校跡地が2,000平米、みのげ児童公園が500平米で合計1万5,200平米となり、1戸当たり100平米で計算すると152戸が建設可能となります。

仮設用地確保が進まない理由につきましては、応急仮設住宅建設候補地を選定するに当たり、公有地を優先して選定しており、その中で特に敷地の安全性、災害想定区域外につきましては、選定条件の重要な要件とも考えております。その他、ライフライン等が整備されている等考慮しまして選定しており、限られた区域での候補地選定となるため用地確保が困難な状況でございます。

今後におきましては、近隣の受け入れ余地があると考えられる市町への協力要請や私有地への借り上げ等さまざまな方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 指定避難所以外の場所に滞在する被災者の配慮について、協定書の活用が、また協定書が生きるようにということで、また今後、計画されていかれるのではないか、そのことに期待して2番目のことを少し再質問をいたします。

山口県地震被害調査書ですか、これらが根拠になって新聞に報道されたということだろうと思うんですけども、この新聞を読まれたときに町民の方は、どねい思われるかということイメージして対応していただきたいということを強く申し入れて再質問いたします。

つまり、そういったことが一般的にわかんないんじゃないかということをお願いなんです。つまり、山口県地震被害調査書で2,340戸の被害想定、全半壊、半壊、これわかります。南海トラフのところの項目を足し算すれば、この数字出てくるんですけども、それから応急仮設住宅候補地の必要戸数とかの算定根拠ですね、町が今まで情報を提供していないことが、こういうふうにマスメディアに公表されると非常に不安感を覚えられるのが一般的だと推測をするんです。私は、それはお前が思うことだと言われればそうなんですけど、特に今回の場合は、しているところ、応急仮設住宅候補地がそろっているところもあるし、そうでもないところもあります。

また、達成率は32%ということで、平生町の場合、県平均を上回っているということも事実ですけども、やはりこういうことというのは、どういう情報の発信の仕方をそのときにしとけばいいのか、きょうもいろいろ情報発信のあり方についてご議論があったところですけども、やはりホームページの有効活用という面では、これは適切にできるんじゃないかなと思うんです。やはり、情報っていうのは受けるばかりではなくて、こちらから自ら発信するという、きょうも随分と言われていたと思うんですけども、そういうことに目配り、気配り、心配りしとけば、やはり町でこういう施策の展開の結果こういうふうになっています。それは、その根拠は山口県地震被害調査書や県のほうから言われたけえこういうふうになっているんですよということでもいいんですけど、そのことをきちんと説明しとかないと一方的に不安感をあおられたっていうんですか、メディアによって。そのことについて説明する責任は受け手である行政のほうに出てくるんじゃないかということ、いい例ではないかと思います。

今後、情報発信のあり方についても、これ一例として申しあげておきたいんですけども、自ら、ホームページというのはそれだけのスペースがあるわけですから、もっと有効活用、朝から言われていましたけれども、それだけの容量があるわけですから、きちんとしたスタンスで取り組まれる必要があるのではないかと私は考えるのですが、今、私が言ったことに対して町長、少しお考えを反論なり何なりお聞かせいただければと思うんですが、ご所見をお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

私も実はこれを見て、こういう状況になっておるんかということで改めて再認識をしたようなことで、そういう意味では認識不足、私の勉強が足りなかったわけでありまして、情報発信についてもこれもっと早くつかんでいけば、皆さんにもお知らせしていきたいと思っております。大変申しわけないことであります。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 次行きます。次に、保育行政のことをお尋ねいたします。3点ほど関連づけてお尋ねをいたします。

3月議会に引き続き保育関連の質問をする理由なんですけれども、実は3月定例会でも佐賀保育園のことをお尋ねいたしました。その後、4月14日、佐賀保育園に子供さんが通っている保護者の方です。突然、よいよいつて言って呼び止められまして、佐賀保育園がなくなるって本当ですかと急に聞かれたんです。いや、そんなことはないですよ、でもあり方検討会というのがあるって、それで3月定例会のお話、経緯をお話しました。

4月18日です、今度は、佐賀在住の方です。これはもう卒園者の方です。かなりもう、二十歳ぐらいのお子様で。ただ、この方保育士の資格を持っていらっしゃる方です。実際には保育の仕事にはかかわっていらっしゃいません。その方が言われるには、佐賀保育園が3年をめどになくなるらしいが、そうすると若者定住政策と矛盾するのではないかと。ますます佐賀には若い夫婦、子供がいなくなる。佐賀保育園をなくさないために要望書の段取りまでもすることも考えている。なんとかしてくれやというお話でした。最初の方は男性です。後半の18日のほうは女性です。

佐賀では少子化が進んでいるような状況で、小学校においては小規模特認校等で小学校を何とか児童の確保に乗り出されている。きょうも、町外、県外というお話もありました。

保育園の問題なんですけれども、先般も子供の問題、3月の定例会でもお尋ねいたしました。子供が少ない地域での保育所の役割というものを改めて考えてみると、小学校就学前の集団の中での子供の成長、これを保障する役割が非常に大きいと思うんです。地域の実情に応じた保育所の設置を何とか継続しなければならないんじゃないかと。私はそのこと、1年ずっと思ってきております。そうすると、その水準の財政支援というものも当然考えなければならないと思いますけれども、そのことも必要不可欠なものではないかというふうにも考えております。

そこで、お尋ねいたします。まず、園児数の推移についてです。3月議会でも、佐賀保育園の今後の園児数の推移についてお尋ねをした際、ご答弁としては減少するというようなことで、平成33年度、34年度とも11人から10人の保育園児数で答えていただきました。佐賀保育園だけのことで、いわゆる町内の園児数です。これ、委託されていらっしゃるんですけれども、園児数ということではなくて就学前、ゼロ歳から5歳の子供の数について少しお尋ねしたいと思

います。先ほど出生数についてもどうかというお話がございましたけれども、平生町子ども・子育て支援事業計画ですね、これでは25年度末まで、それと27年度、28年度の決算附属資料からも正確な出生数はわかるんですけど、本日29年度末も言っていましたし、30年度の一部も公表していただきましたけれども、町内の人口動態とか少子化、就労環境等を考慮するならば、これ、正確とはいかないでしょうけれども、おおよその数字をつかんでおかないと、平生町の保育行政、いわゆるごみと保育は町の直営の事業ですから、これ真剣に考えておかないといけないと思うんです。

町内においては一部委託、民間の保育園で2園、それと町立の公設の保育園で1園ということで、あと幼稚園もあるわけですけども、これやはりゼロ歳から5歳までのいわゆる児童数、園児数、幼稚園も含めてですね、これやはり、ある程度捕捉して、今後の将来予測をしながら保育行政というものをしていかなきゃいけないと思うんです。

平生町子ども・子育て支援事業計画でも平成27年度から平成31年度までを期間を区切って、これを根拠に保育行政を進めていращやと思います。このことを捕捉することで、また年度ごとの出生数は、義務教育の小学校、中学校の需要数としても把握できると思うんです。一応、どの程度把握されているか、推移について、確認の意味も含めてお尋ねをいたします。

なお、参考なんですけれども、決算の付属資料からいけば、27年度は出生数が75人、28年度は出生数が84人。ここ最近のピークというのは平成22年と平成23年度の97人ですか、こういったことを過去にご報告もいただいておりますが、今後どうなるかということ、お尋ねをいたします。

2点目です。標題は佐賀地区へ転入者を促進する施策についてです。これ、提案です。佐賀小学校の維持のためにも佐賀地区の乳幼児数確保は喫緊の課題だと先ほどからも申しあげております。まずは、佐賀保育園の園児数をどうしたら確保できるか。

そこで、提案として、緊急措置的にも佐賀地区外からの通園者、これ3月議会で30年度は5名あると言われましたが、期間を設けた保育料の軽減特例措置を講ずることを検討する。

2点目に、佐賀地区の世帯に限り保育、佐賀地区からの保育園通園者も含むんですけども、義務教育期間に経済的負担措置の軽減策を講じる。いずれも特例的な扱いで、いわゆる軽減策なんですけれども、これ施策は実行がもう目の前にもするべきではないか。これ、財源とか一切考えておりません。大変、財源も考えずに言うっていうのはどうなのか、議員としてもどうなのか随分と考えましたけれども、それほど佐賀地区の少子化問題は喫緊の問題だという考えのもとに発言をしております。

佐賀地区への転入者を促進する施策について、検討はできないかということで、お考えを確認させていただければと思います。

それと、3点目です。園児数の減少対策として活用できなかったかということです。これ、今まで言ってきたことを兼ね合わせると、どうしても頭から離れんのは、今回佐賀地区若者定住促進住宅の空き家を、言葉は悪いですけど、一般の公営住宅のように取り扱われたことが、どうしても、この若者定住住宅を建設当時に少し、議員としてかかわっておりましたので、どうしてもこんなことになるのかなということを思っているもんでお尋ねをいたします。

これ、佐賀地区若者定住住宅というのは、一番の根本はやはり佐賀小学校の少子化対策で町長の決断をいただいて2億円、土地も含めてですね、投資していただいて、確かに効果はあったと思います。その後につながっているかどうかということであれば、やはり少し継続的な支援も必要だったのかなと。でもそれはまた新たに若者定住住宅で、佐賀地区には特に手厚い経済対策、支援、定住政策を行っていただいています。このことには感謝しているんですけども、今ある施設については、この佐賀保育園の減少対策としてまずは活用できなかったのかなというふうに思うんです。

これ、応募要件ですね、概ね6歳までの子供というのは、これ応募要件の中に最初に書いてあったと思うんです。これをそのまま活用すれば変にいらなくてもまずは若者定住促進住宅の入居者の募集というのはできなかったか。そういったことは全く検討されてなかったのかということが非常に不審なんです。

応募資格を読みますと、ちゃんと佐賀地区の若者定住促進住宅管理規則、これ定めてらっしゃるんです。この規則の取り扱いについて、これを変えたときに、その後規則を改正したとかというご連絡等いただいてないものですから、最初の住宅管理規則では、申込者の住所それから世帯主の年齢それと6歳未満とかそういったことがちゃんと規則に書いてあったと思うんです。

少し読んでみます。住宅入居応募の要件は最初、原則として平生町の住民基本台帳に記載されていないもの。ただし、入居申し込みが当該年の1月1日以降にあれば、これはないということですね。借り受け対象年齢は概ね40歳まで。その同居の親族の中に概ね6歳までの子供があることということも、最初の規則に書いてあったと思うんですけども、今回の場合、いろいろ考えられた結果で、これらの応募要件を緩和されていらっしゃるんですね。そうすると、まず手続的な問題、規則を改正されていらっしゃるんですけども、この規則の改正はいつ行われたんでしょうか。そのことの確認も併せてお尋ねをいたします。

さらに、先ほど最初に申しあげました、佐賀保育園の園児数の減少対策に活用できないかと、私自身考えていましたのでそのようなことはこの応募資格等緩和されずにすぐ実行できたのではないかと思います。

これらのことは検討されたのか、されなかったのか、併せてお尋ねをいたします。

以上、3点ほどお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 園児数の推移等について、それから佐賀地区の転入促進施策について、それぞれ町民福祉課長から答弁をいたします。

それから、園児対策の減少として、今回の入居の条件変更ということについて考えておらんかったんかということで、地域振興課長の方から、管理規則の変更も含めて答弁をさせていただきますが、いずれにしても大変大事な課題でありますので、今ちょうどあり方検討会が開かれるということでございますので、それぞれご指摘をいただいた点は協議をしていただくというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） まず、午前中の平岡議員さんのお話もありましたように、出生数が昨年と比べると26人減少しております。それ以上に減少しているのがゼロ歳から5歳まで、当然保育園や幼稚園を必要とする数が今年の4月1日と去年の4月1日を比較すると40人減少しております。

そうすると、保育園に通う子供たち、幼稚園に通う子供たちが必然ながら平生町外のほうに出られているということございまして、幼稚園や保育園の見込み数も必然ながら落ちてくるということでございます。

ただ、幼稚園につきましては平生町全体ですので、なかなか推測が難しい。法人のほうも町内外から園児を受けている関係で、平生町だけの子供の数だけでは非常に推計が難しいというのを聞いております。

今のところ、平生町立佐賀保育園につきましては町民福祉課が運営主体でございますので、今年度の4月1日の16名をベースにしてそれぞれ年度ごとの推計をしておりますが、ただ、先ほど言ったように4月1日現在のゼロ歳から5歳までが40名ほど、急激に落ちています。もう、予測を超えた少子化傾向が急激に進んでいるというように感じております。

この原因としましては、まず出産をする年齢階層、男子、女性ともに昨年度と今年度の4月1日を比べると20歳から49歳までの数が114名落ちています。当然ながら、出産をすべき年齢階層がそこまで落ちると、出生数もおのずから減少してくるというふうに分析をしております。

次の質問でございます。例えば佐賀地区から佐賀保育園、佐賀地区外から佐賀保育園に通う生徒の保育料の無償化につきまして、粗い計算ではございますが、一般財源の負担額が約280万円というふうに試算をしております。なお、現在でも多子軽減制度に該当して無料となっている世帯もございますので、全て無料にすると280万円という一般財源が必要となってくるという計算でございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） ご質問に答弁をいたします。まず、空き住宅でございます。若者定住促進住宅の管理規則について、いつ改正したのかというご質問であったかと思えます。

ご案内のように、この空き住宅につきましては本年1月9日から3月30日まで、本住宅の入居者募集をいたしたところでございます。町の管理規則あるいは条例に基づいて行ったところでございます。広報1月号あるいはひらおファンクラブ、広島広域都市圏協議会のフェイスブック、また包括連携協定に基づきまして、丸久グループとかマックスバリュの県内、あるいは広島市の核店舗にポスター等を掲出をいたしたところでございますけれども、応募者ゼロという状況でございました。

佐賀地区への移住や転居をされるには、現行の規則では少し応募者がいないのではないかというような内部での意見調整の中で、審査委員会に諮って募集要件を変更するというところで協議いたしまして、この5月21日に審査委員会を開催したというところでございます。そして、今回の審査委員会の決定に基づきまして6月4日から7月10日までの再募集をいたしているところでございます。

議員からご質問いただきました佐賀保育園の園児数の減少対策の活用については、今回の審査委員会では深い審議はされていなかったというところでございますけれども、現在、あり方検討会というところで方向性が協議されているというところでございましたので、減額の実施ということとは少し難しかったのかなというふうには考えているところでございます。

それから、管理規則の改正につきましては、平生町若者定住促進住宅管理規則第3条に、基本的には町外の方あるいは40歳、そして同居親族の中に概ね6歳までの子供ありというようなことも規定がございます。その中に、前項の規定にかかわらず別に定める入居者資格基準に基づいて、審査委員会で応募要件を定めることができる。この規定を適用いたしまして、今回の入居条件の緩和というところでございまして、本則の改正はいたしていないというところでございます。

今後におきましては、今募集中でございますけれども、応募者がございましたら条例第7条の規定によりまして審査委員会に諮って審査するということになっておりまして、入居者を審査委員会で選考するということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1番、2番のことについてはまた改めて次回、時期を見て質問をさせていただきます。

3点目のちょっと気になるところが、地域振興課長さん、管理規則の該当要件を適用して、規

則の改正はというお話なんですけれども、それで視点ちゅうか目線が違うというのを何回も言うんですけど、条例規則というのは私も議員になったときに町の法律ですよと、規則というのは町内でこういうふうにして進めますよと、確かに審査委員会で応募要件を審議できるっていうことなんですけれども、根本的にはこの規則が変わっているわけです。そのことについてはどうなのかと、ここで議論してもそれはここに書いてあるじゃないかということで、私なりのその根拠というのが多分、課長さんには通じないのしょうから、また改めてこのことは議論します。

しかし、ぱっと聞いて思うのは「わやじゃの」と思うんです。正直なところですよ。何でもかわかんけど、わやじゃのと思うんです。勝手に変えちよるじゃちゅうて。ルール上の問題というのはどねいなっとるんじゃろうかということです。それは、行政としてのルールというのはわかるんです。だけどそれは住民の皆さんとか、町民の皆さんのためにあるべきもので、大切な町の財産を活用してのことですから、そうすると審査委員会でご議論もあったと思うんです。既設で入ってらっしゃる方もいらっしゃる、新規に1件今度応募されるということで、いろんな葛藤、いろんな問題が出ていたと思うんですけど、きちんと最初のうちに整理しないと無用の混乱というんですか、それをもたらすのではないかと、そういう危険性があるなということで、多分私「わやじゃの」ちゅうて思うんじゃろうと思います。言葉に語弊があったら後で訂正します。

続いて、佐賀保育園の園舎についてお尋ねをいたします。まず、2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目です。8年間の経過説明を求める。2点目、児童クラブの運営場所はどうなるのかということです。先ほど来より再々佐賀保育園のことをお尋ねしております。3月でも聞きました。たびたび申しあげました。

その中に非常に気になるのが、3月の定例会のときに、このあり方検討委員会、今も町長のほうからお話がありましたけれども、あり方検討委員会の中でいろんなことが協議されていくんだらうと思うんですけども、その1つに佐賀保育園の園舎の老朽化、これ3月定例会のときにも課長さんのほうからお話がありました。昭和49年に建設された。佐賀保育園の園舎の耐震診断は、平成21年度に実施をしている。そのとき思ったのが、なぜ8年間、また今後新たな耐震診断が必要となっているというふうに言われたのか、非常に疑問なんです。

建物というのは老朽化がずっと進んでいくのが常でして、常というか当たり前のことでして、耐震診断が済みました。耐震診断されたということは、多分優先順位に相当該当するようなところにきていたんじゃないかと思うんです。どうするかというのはそれぞれ財源の問題もありますから難しいところだらうと思います。

しかし、8年間、21年度にして、新たに耐震診断が必要な時期に来ているということと、管理者の責任というのはどうなるのかということをお尋ねしたいんです。その間、どういう対策、いわゆる老朽化対策で手を入れていらっしゃるんだらうと思います。玄関口のサッシとかも確かに直

されたりしていますよね。しかし、この8年ちゅうのはかなり期間の老朽化というのは、一般的にも建物、かなりの影響をあたえます。特に、幼児期の子供たちがその中で生活している、集団生活を送っている。安心して保護者の皆様方もそこに預けてらっしゃるということを考えれば、やはりある程度優先順位は高かったのではないかと、推測だけなんですけれどもいたします。この8年間、一体何をされていらっしゃったのか、そのことが私、非常に気になるんです。この間、どういったことをされていらっしゃってきたのか。教えていただきたいと思います。経過説明をいただきます。

2点目です。児童クラブの運営場所についてです。佐賀保育園の園舎の2階の部分は行政のご足労もいただいてずっと佐賀地区の放課後児童クラブ、ごめんなさい、放課後児童健全育成事業というんですか、正式名称が。いわゆる児童クラブです。これが運営されているんですけど、これ、まずあり方検討委員会ということになると、佐賀保育園プラスいわゆる小学校の1年生、3年生並びに6年生の保護者も対象になるんでしょうか。そういったことであり方検討委員会は、佐賀保育園の園舎を使っている方がかなり、児童を含めることになると思うんですけども、どのようなことで協議がされていくんでしょうか。この児童クラブについても、それぞれ単独で保護者の方にご説明をされる必要が今後あるのではないかと思います。そのことについてお考え、ご所見をお尋ねをいたします。

以上、2点ほどお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 佐賀保育園の園舎の耐震診断、平成21年度に実施をして8年間どうだったのかということでございます。21年度に第一次診断を実施をして、結論とすれば二次診断が必要だということで、一次診断ではX方向について危ないという結果で二次診断が必要と、平成22年度に耐震の二次診断を実施をいたしました。その結果はX方向、Y方向それぞれI S値は皆耐震性はあるという結果になりました。要するに耐震性はクリアしておったということですが、今のように建物も昭和49年の建築ということございまして、やはり劣化をきておりますので、耐震性があるとは言いながらもこの機会と一緒に検討委員会で検討していきましょうということで、この保育園の老朽化問題が指摘をされているということでございます。

佐賀の児童クラブにつきましては、ご指摘のありましたように保育園のあり方の検討会と同時に、やはりこの問題考えていかなければいけない課題だというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 佐賀保育園園舎について少しお尋ねをいたします。

そうすると、一次診断もX方向が危ないということで、二次診断を平成22年度、次の年度にされた。それで耐震性はあるということですね。残るは老朽化、これつまり、昭和49年に建設

されたということ、建築基準法が改正される前の建物だということでのたび問題になっているということだと思えるんですけども、そうすると、耐震診断はされた。それともう1個、建築基準法、旧の建築基準法でされた建物が残る。今までのお話ですと、避難所なんかでは建築基準法の58年に変わったんですよ。そうすると、それを基準にされてきたのに、保育園のほうだけはそれから外れたというふうに考えてられるんですけど、私のうがった見方というか間違った考え方なんですか。両方一緒に今までやれていたのに、一方ではこっちが優先するけれどもというふうに思うんです。

つまり、基準が少し曖昧だったんですか。その辺のところもう一回ちょっとお尋ねをさせていただきます。基準は一体どうだったのか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 先ほどの避難所と同じような回答になるんですけども、建築基準法が改正される前に建設されたものにつきましては、耐震診断を行って耐震性があるということで使用しておるということでございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 少し、すいません、頭が興奮してこんがらがって、よくわかりました。

では、次の質問に行きます。次が認定こども園の人数対応についてということなんです。1点だけ聞きます。認定こども園なんですけれども、これ、子ども・子育て支援事業の中で、認定こども園を実施することを検討するというのがうたってあります。27年から31年の間ですから、もうそろそろこの計画、次の段階に至っているんじゃないかと思います。そこで、この子ども・子育て支援事業計画で検討すると言われたその後の進捗状況、教育、保育料の見込みから、3歳から5歳の保育の必要性があると認定区分されている認定区分の中で、実際にもう認定こども園のニーズを把握していますよというふうに言って、これは対応せざるを得ないですよということ、その文章から、そういうふうには書いていらっやいます。

特に、私もいろいろと調査してみますと気になるのが、町内、町外から、特に幼稚園の問題です。特に、平生町の場合、公設の幼稚園ですからどうしても半ドン、いろんな規則、文科省の規定とかありますんで難しいんですけども、一応標準保育時間というのを守ってらっやいます。しかし、町外のいわゆるワタクシ、法人の保育園の場合、日中ほとんど8時間程度ぐらいされているところもあります。かなりこのほうへのニーズが流れているというようなことも聞いております。

先ほど来からいろいろ保育園数、園児数ということでお話してはいますが、どうも公設の幼稚園ですと、お母様方のニーズに対応するものなかなか難しい時期に今来ているのではないかと。そういうふうに思ったところに認定こども園をするよという27年度、検討するよというようなことがありましたので、これ、かなりニーズ高いと思うんです。その後の進捗状況、どのようにされるのか、早いうちに私、実施されるものとばかり思っていたんですけども、なかなかそうもいかないような状況というの鑑みることができます。その辺のところを町としてどう考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 認定こども園の検討をするということで、子ども・子育て支援事業計画にうたってあるがどうかという、その後の進捗具合についてということでございます。

認定こども園のところの策定時のニーズ調査でいいますと、17.9%、幼稚園が31.4%、認可保育園が62.4%。18%弱あるということから、子ども・子育て支援事業計画の中ではそういうふうを実施することを検討していくというふうに書いております。

ただ、この計画の策定中にダブっていたと思いますが、平成26年度に法人保育園のひらお保育園が開園をしたこともありまして、保護者のニーズ結果を尊重して認可保育園としたものであります。

今後においてはまた、この子ども・子育て支援事業計画見直しをこの平成30年度に行って、平成32年の3月までに次のまた子ども・子育て支援事業計画を策定しなければなりませんので、改めてまた新しいニーズ調査をやって対応していくことになろうと思っておりますので、その辺を踏まえた今後、町としても対応させていただきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。再開を4時25分といたします。

午後4時14分休憩

午後4時25分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 行政報告で、確認の意味も含めてお尋ねを致します。

新庁舎建設にかかわる行政報告の中で、私の聞き間違いかもしれません。勘違いかもしれません。ちょっとお尋ねするんですけども、報告の中で住民説明会の際に基本構想、基本計画それ

と財政収支計画についても少しお触れされたかのようなご発言がありましたが、財政収支計画も含めた住民説明会の開催であったというふうに思っていたのでいいのでしょうか。少し聞き間違いかもしれませんので、私ちょうど所用で出席かないませんでしたので確認をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 財政収支の推計についてというのは、これは4月の10日の第2回目の平生町新庁舎整備特別委員会においてということで説明をさせていただきました。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、改めてお尋ねをいたします。

今しがた、財政収支推計については4月10日の特別委員会で御説明をした件ということでは、住民説明会のときにはそのような資料はなかったということで、議会に対する説明と、住民に対する説明会のときにはそれぞれ異なる説明として、資料も基本構想と財政収支計画とをそれぞれあったという事実になると思うんですが、そのようなことになった経緯はなぜでしょうか。同じ説明会、住民説明会のときにそのような財政収支推計について説明されなかった理由について、少し根拠がおりと思いますので、議会にはそういう資料があつて説明された。議会としても一応住民の代表ということですから、同じ資料でできれば説明をされるべきではなかったのかというふうに私、考えていますので、それなりに根拠があつてそういうことをされたというふうに判断いたしております。その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 5月9日の住民説明会におきましては、基本構想、基本計画の概要版を主体として説明させていただきました。

その際には、財政推計表は添付いたしておりませんけれども概算の事業費やスケジュール等につきましてはこちらで口頭で説明させていただいておりますので、質問に応じて回答できるように準備をしておったところでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。議案第29号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号平生町税減免条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号専決処分の承認について、平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第2号専決処分の承認について、平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成29年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月19日の本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、日程を変更し、6月19日の本会議を休会といたします。

したがって、本日の議事日程に日程第13、委員会付託を追加いたします。

日程第13. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第13。お諮りいたします。議案第29号から承認第2号をお手元に配布の付託表のとおり、付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号から承認第2号は付託表
のとおり付託することに決しました。

次の本会議は6月27日午前9時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子

平成30年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成30年6月27日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第29号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第30号 平生町税減免条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第31号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第32号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中における委員会の所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第29号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第30号 平生町税減免条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第31号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
(平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第32号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中における委員会の所管事務調査

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん

3番 松本 武士君

5番 村中 仁司君 6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君 8番 渕上 正博君
9番 細田留美子さん 10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君 12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	吉賀 康宏君
教育長	新田 保弘君	会計管理者	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
地域振興課長	藤田 衛君	町民福祉課長	石杉 功作君
税務課長	岡村 茂樹君	健康保険課長	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長			田坂 孝友君
建設課長			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			兼末 仁君

午前9時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 議案第29号

日程第3. 議案第30号

日程第4. 議案第31号

日程第5. 承認第1号

日程第6. 承認第2号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第29号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から日程第6、承認第2号専決処分の承認について（平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの件を一括議題といたします。

6月18日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会は、6月22日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について、執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で可決すべき及び承認すべきとなりました。主だった質疑を申し上げます。

議案第29号、平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、町内にこの措置を適用する動きがあるのかとの問いに対し、一つの企業から申請が出る運びになっているとの回答がありました。

議案第30号に対する質疑はありませんでした。

議案第31号については、改正の具体的な内容の説明を求める質疑がありました。執行部から、今回の改正は介護保険法施行令の一部改正に伴うもので、介護保険の自己負担割合の判定に用いられる合計所得金額に土地の売買収入を所得として算入しないようになったこと、もう1点は、介護保険法に基づき、町は条例により特別な理由があるものに対しては保険料の減免ができると規定されていることから、法務大臣が指定する刑事施設に拘禁された受刑者については介護給付等は行われないため、本町においても介護保険の減免が行えるよう改正するものであるとの回答がありました。

承認第1号、第2号に対する質疑はありませんでした。以上、報告終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

議案第29号から承認第2号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第29号から議案第31号までを一括して採決いたします。委員長の報告はいずれの議案も「可決すべき」であります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第29号から議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（福田 洋明君） 続きまして、承認第1号及び承認第2号を一括して採決いたします。委員長報告はいずれも「承認すべき」であります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号及び承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第32号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第7、議案第32号平成30年度平生町一般会計補正予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員のみなさん、おはようございます。

去る6月18日にご提案申しあげました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会におきまして慎重にご審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてただ今は、条例3件、承認2件につきましてご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

去る6月18日に発生いたしました大阪北部地震については、発災後10日が過ぎようとしています。被災者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧を祈念いたしております。本町といたしましては、今以上の危機管理意識を持って、地震の発生を始め、集中

豪雨や台風の襲来に備えたいと考えているところであります。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、予算1件でございます。

議案第32号 平成30年度平生町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に係るものであり、補正額といたしましては85万円を追加いたしまして、予算総額は47億9,685万円となるものであります。

歳出の内容といたしましては、7ページになりますが、選挙費に海区漁業調整委員補欠選挙費を新設し、選挙に係る人件費、事務費を計上いたしております。

歳入につきましては、前に戻りまして6ページでございますが、海区漁業調整委員補欠選挙に係る県委託金を財源充当いたすものであります。

瀬戸内海海区漁業調整委員会は、瀬戸内海海区内の操業調整等を行う機関でありまして、その委員は、漁民委員9人、学識経験者4人、公益代表委員2人の計15人で構成されているものであります。このたびその委員のうち選挙による委員であります漁民委員1名が6月中旬に同職を辞任され、委員に欠員が生じたため、漁業法第93条第2項の規定により補欠選挙を行う必要が生じたものであります。同じく漁業法において準用されることとなっております公職選挙法第34条第1項の規定によりまして、補欠選挙の期日はその行うべき事由が生じた日から50日以内とされております。先の山口県選挙管理委員会におきまして、7月17日告示、26日投開票と定められたことから、本日追加して議案を提案させていただいたところであります。

以上をもちまして、議案第32号平成30年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に討論に入ります。

議案第32号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第32号について、原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議員派遣について

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第8、議員派遣を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配布の文書のとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配布文書のとおり派遣することに決しました。

日程第9. 閉会中における委員会の所管事務調査

○議長（福田 洋明君） 日程第9、閉会中における委員会の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあった案件を閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のあった案件を閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福田 洋明君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一